

# TOYOTA GAZOO Racing Rally challenge

## 2026 シリーズ規則書

2026年 2月26日 発行

※ 黄色網掛け部誤記訂正



## 目次

公示 .....	2
<b>第 1 編 TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ・競技規則 .....</b>	<b>2</b>
第 1 章 大会・シリーズ.....	2
第 2 章 クラス設定・参加資格.....	6
第 3 章 事務局・参加申込・参加費 .....	8
第 4 章 賞典・シリーズポイント・シリーズ表彰 .....	12
第 5 章 競技進行および運用.....	14
第 6 章 罰則・安全対策・その他諸規則.....	19
<b>第 2 編 シリーズ安全・車両規則.....</b>	<b>22</b>
第 1 章 総則 .....	22
第 2 章 クラス区分.....	24
第 3 章 車両の安全装備 .....	25
第 4 章 クルーの安全装備 .....	27
第 5 章 車両への貼付指示.....	29
第 6 章 タイヤ・ホイール.....	30
第 7 章 その他各クラス規定.....	31
<b>第 3 編 一般的解釈・制定・プライバシーポリシー .....</b>	<b>49</b>
プライバシーポリシー .....	49

本競技会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、本シリーズ規則、各地区大会の特別規則に従って開催される。

第 1 編 TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ・競技規則

第 1 章 大会・シリーズ

第 1 条 規則の熟知および遵守

クルーおよび関係者はラリーの諸規則ならびに当該大会別に定められた諸規則を熟知し、これを遵守すると共に、各大会オーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第 2 条 競技種目・競技格式

競技種目	JAF ラリー競技開催規定および細則スペシャルステージラリー開催規定に従ったスペシャルステージラリー
競技格式	準国内格式および国内格式

第 3 条 競技スケジュール

原則 1DAY 参加可能な競技スケジュールとし、大会により任意参加として競技前日の受付・車検・レッキを設定する。スケジュール詳細および本書記載の大会情報の変更は、各大会特別規則書に明記する。

第 4 条 公式掲示板・公式通知・コミュニケーション等

公式掲示板として Sportity を使用する。  
変更する場合は、特別規則書で別途規定する。

本書および各大会特別規則書に記載されていない競技運営に関する規則の変更および指示は、公式通知によって示される。その他参加者への情報提供は、コミュニケーション等によって公式掲示板に掲載する。

第 5 条 トラッキングアプリ

トラッキングアプリとしてラリーストリーム株式会社のアプリを使用する。

第 6 条 大会役員・競技役員

各大会特別規則書に明記する。

第 7 条 シリーズ登録・クルーの登録名称

自らが参加するシリーズ最初の大会申込前に TGRRC エントリーサイトからクルー・車両等登録をすること。

クルーとして対外的に表示される氏名は、ライセンスに記載された氏名をアルファベット、カタカナ、平仮名、または漢字表記したものと一致しなくてはならない。

シリーズ登録期間	2 月 14 日 (土) ~ 11 月 29 日 (日)
----------	------------------------------

## 第 8 条 大会・シリーズ

単独戦 シリーズ	名称	TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge
	略称	TGRRC / RC
	定義	シリーズを通じての全大会名称または開催形式を単独とする特定の大会名称
カップ戦	名称	TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge Cup
	略称	TGRGCC / RC-C
	定義	開催形式を併催（地区戦編入）とする特定の大会名称
特別戦	名称	TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 特別戦
	定義	シリーズ成績上位者および全参加者による特別大会
シリーズ 表彰式	名称	TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge シリーズ表彰式
	定義	シリーズ成績上位者および全参加者による特別大会

## 第 9 条 競技会情報・各種日程・オーガナイザー

申込期間における受付時間は、開始日午前 10 時から終了日午後 5 時と定める。  
申込開始以前・申込終了以降の手続きは無効とする。

Rd. 1 単独戦	開催日	3 月 14 日 (土) ~ 3 月 15 日 (日)						
	参加申込期間	2 月 18 日 (水) ~ 2 月 25 日 (水)						
	概要	場所	沖縄県内		距離	約 100 km	台数	60 台
		格式	準国内格式		形式	単独戦	路面	ターマック
		先着受理枠	CH-1~3	30 台	EX-1~2	16 台	AC-1	4 台
オーガ ナイザー	名称	OKINAWA MOTORSPORTS CLUB MABUI (OMM)				代表者	當間 秀文	
	共催	福岡モータースポーツクラブ (FMSC)						
Rd. 2 単独戦	開催日	4 月 18 日 (土) ~ 4 月 19 日 (日)						
	参加申込期間	3 月 21 日 (土) ~ 3 月 31 日 (火)						
	概要	場所	長野県内		距離	約 100 km	台数	90 台
		格式	国内格式		形式	単独戦	路面	ミック
		先着受理枠	CH-1~3	50 台	EX-1~2	24 台	AC-1	6 台
オーガ ナイザー	名称	チーム上高地 (K.A.P.S)				代表者	小口 貴久	
	共催	—						
Rd. 3 単独戦	開催日	5 月 16 日 (土) ~ 5 月 17 日 (日)						
	参加申込期間	4 月 18 日 (土) ~ 4 月 28 日 (火)						
	概要	場所	静岡県内		距離	約 70 km	台数	90 台
		格式	国内格式		形式	単独戦	路面	ターマック
		先着受理枠	CH-1~3	50 台	EX-1~2	24 台	AC-1	6 台
オーガ ナイザー	名称	富士山すそのラリー観光プロジェクト (FSRKP)				代表者	土屋 祐一	
	共催	—						

<b>Rd. 4</b> カップ戦  <b>神埼</b> ・ <b>吉野ヶ里</b>	開催日	6月13日(土)～6月14日(日)					
	参加申込期間	5月16日(土)～5月26日(火)					
	概要	場所	佐賀県内	距離	約 130 km	台数	90 台
		格式	国内格式	形式	カップ戦(地区戦併催)	路面	ターマック
	オーガナイザー	名称	福岡モータースポーツクラブ (FMSC)			代表者	星野 元
クラス編入元大会	共催	2026年JAF九州ラリー選手権 第3戦 / JMRC九州ラリーチャンピオンシリーズ 第3戦 「第38回 FMSC マウンテンラリー 2026」					

<b>Rd. 5</b> 単独戦  <b>渋川</b> <b>伊香保</b>	開催日	6月27日(土)～6月28日(日)					
	参加申込期間	5月30日(土)～6月9日(火)					
	概要	場所	群馬内	距離	約 100 km	台数	90 台
		格式	国内格式	形式	単独戦	路面	ターマック
		先着受理枠	CH-1～3	50台	EX-1～2	24台	AC-1
オーガナイザー	名称	チームアルパイン群馬 (T.A.G)			代表者	角田 大輔	
	共催	—					

<b>Rd. 6</b> 単独戦  <b>恐竜</b> <b>勝山</b>	開催日	7月11日(土)～7月12日(日)					
	参加申込期間	6月13日(土)～6月23日(火)					
	概要	場所	福井県内	距離	約 50 km	台数	75 台
		格式	準国内格式	形式	単独戦	路面	ターマック
		先着受理枠	CH-1～3	40台	EX-1～2	20台	AC-1
オーガナイザー	名称	オートスポーツクラブ フクイ (ASC-F)			代表者	上坂 次良	
	共催	—					

<b>Rd. 7</b> 単独戦  <b>安芸</b> <b>高田</b>	開催日	8月22日(土)～8月23日(日)					
	参加申込期間	7月25日(土)～8月4日(火)					
	概要	場所	広島県内	距離	約 70 km	台数	75 台
		格式	準国内格式	形式	単独戦	路面	ミックス
		先着受理枠	CH-1～3	40台	EX-1～2	20台	AC-1
オーガナイザー	名称	カークラブ錦 (CCN)			代表者	原 博史	
	共催	—					

<b>Rd. 8</b> 単独戦  <b>蘭越</b>	開催日	9月12日(土)～9月13日(日)					
	参加申込期間	8月19日(水)～8月26日(水)					
	概要	場所	北海道内	距離	約 70 km	台数	75 台
		格式	準国内格式	形式	単独戦	路面	ミックス
		先着受理枠	CH-1～3	40台	EX-1～2	20台	AC-1
オーガナイザー	名称	アーク・オートクラブ・オブ・スポーツ (TEAM ARK)			代表者	竹道 雄康	
	共催	—					

<b>Rd. 9</b> 単独戦	開催日		9 月 26 日 (土) ~ 9 月 27 日 (日)					
	参加申込期間		8 月 29 日 (土) ~ 9 月 8 日 (火)					
	概要	場所	滋賀県内		距離	約 100 km	台数	90 台
		格式	国内格式		形式	単独戦	路面	ターマック
		先着受理枠	CH-1~3	50 台	EX-1~2	24 台	AC-1	6 台
オーガナイザー	名称	マッコレ.リ.スピリッツ (MUCCOLE)				代表者	佐竹 光男	
	共催	—						

<b>Rd. 10</b> カップ戦	開催日		10 月 10 日 (土) ~ 10 月 11 日 (日)					
	参加申込期間		9 月 12 日 (土) ~ 9 月 22 日 (火)					
	概要	場所	宮城県内		距離	約 150 km	台数	90 台
		格式	国内格式		形式	カップ戦 (地区戦併催)	路面	ミックス
	オーガナイザー	名称	リ-チームグランドプロジェクト (RT-GRAND PROJECT)				代表者	仲野 次郎
共催		コルトモータースポーツクラブ仙台 (CMSC 仙台) /モータースポーツ利府 (MSR)						
クラス編入元大会		2026 年 JAF 東日本リ-選手権 第 5 戦 / 2026 年 JMRC 東北リ-シリーズ 第 3 戦 「第 6 回 利府リ- 2026」						

<b>Rd. 11</b> 単独戦	開催日		10 月 24 日 (土) ~ 10 月 25 日 (日)					
	参加申込期間		9 月 26 日 (土) ~ 10 月 6 日 (火)					
	概要	場所	富山県内		距離	約 80 km	台数	75 台
		格式	国内格式		形式	単独戦	路面	ミックス
		先着受理枠	CH-1~3	40 台	EX-1~2	20 台	AC-1	5 台
オーガナイザー	名称	モータースポーツチームPUMA (PUMA)				代表者	増川 智	
	共催	—						

<b>特別戦</b>	開催日		11 月 28 日 (土) ~ 11 月 29 日 (日)					
	参加申込期間		別途公示する					
	概要	場所	愛知県内		距離	約 110 km	台数	70 台
		格式	準国内格式		形式	単独戦	路面	ミックス
	オーガナイザー	名称	チームゼスト (ZEST)				代表者	増田 好洋
共催		—						

第 10 条 クラス設定

詳細は各クラス車両規定に示す。

コンペティション		アクティビティ			
初級	上級	賞典あり	賞典なし		
	<b>EX-2</b>	<b>AC-1</b>	<b>OP-1</b>		
<b>CH-3</b>	メーカー : トヨタ車 気筒容積 : 1,501cc 以上 車両制限 : あり			メーカー : トヨタ車 レクサス車 ダイハツ車 気筒容積 : 不問 車両制限 : 一部あり	メーカー : 不問 気筒容積 : 不問 車両制限 : 一部あり
トヨタ 86					
<b>CH-2</b>	<b>EX-1</b>				
ヤリス・ヴィッツ	メーカー : トヨタ車 気筒容積 : 1,500cc 以下 車両制限 : あり				
<b>CH-1</b>					
ハイブリッド					

第 11 条 クルーの参加資格

クルーは、下記の資格を有していなければならない。  
コ・ドライバーとしてのみの参加であっても、これらは参加車両および開催期間において有効なものでなければならない。

JAF 以外の ASN 発給モータースポーツライセンスを使用する場合は、  
参加申込時に日本国内における有効性を示す証書または書類等のコピーを TGRRC 事務局に提出しなければならない。

クルーは、緊急時において自身の安全確保ができる健康状態と運動能力を備えていること。

参加資格	運転免許証	日本国内で有効な普通自動車以上の運転免許
	モータースポーツライセンス	2026 年 JAF 国内競技運転者許可証 B 以上

## 第 12 条 ドライバーの参加制限

ドライバーは、各クラスに設定された下記の制限に抵触してはならない。  
ただし、当該年の初参加申込時に参加実績と共に、その旨を文章によって TGRRC 事務局に申請し、特別に認められた場合はその限りではない。

	対象クラス	制限内容
モータースポーツ 実績	EX-2 EX-1 CH-3 CH-2 CH-1	ドライバーとして、以下いずれかの実績がある場合は、対象クラスへの参加を認めない。 国際競技 各国 ASN および FIA 公認競技において、過去シリーズ 6 位以上入賞 国内競技 下記記載の各カテゴリーまたは JAF 全日本選手権のシリーズ 6 位以上入賞 ラリー 全日本ラリー選手権 スピード 全日本ダートトライアル選手権, 全日本ジムカーナ選手権 レース S-GT、SF、SFL およびそのカテゴリーにおける過去開催競技 ドリフト 日本ドリフト選手権, D1 グランプリシリーズ
	全クラス	ドライバーとして参加する場合は、以下の条件を満たさなければならない。 TGRRC 同一ドライバーによる年間大会参加数は、クラスに関わらず 8 戦を限度とする。
	全クラス	ドライバーとして参加する場合は、以下の条件を満たすよう努めなければならない。 TGRRC ① 2016 年以降の TGRRC 通算出場回数が 15 回を超えた場合は、当該シーズンの翌シーズンの TGRRC 初戦に出場するまでに、地方ラリー選手権または全日本ラリー選手権に 1 戦以上出場すること。 ② 上記①の条件を満たして TGRRC に復帰した場合は、出場回数のカウントはリセットされる。ただし、リセット後の上限は 10 回とし、これを超えた場合は、再度①と同様に地方ラリー選手権または全日本ラリー選手権への参加を要する。以降、10 回ごとと同様とする。
ラリー経験	OP-1	ドライバーとして、気筒容積 2,500cc 以上の車両で参加する場合、以下いずれかの実績がない場合は、対象クラスへの参加を認めない。 競技 TGRRC 含む JAF 公認競技での完走 その他 TGRRC 主催練習会への参加
	CH-1	ドライバーとして、以下いずれかの実績がある場合は、対象クラスへの参加を認めない。 TGRRC 2016 年以降で、C-1 クラスのドライバーとしてシリーズ上位 3 位以上 2016 年以降で、E1～4 クラスのドライバーとしてシリーズ上位 6 位以上 地区戦 JAF 地方選手権において、過去シリーズ 6 位以上入賞経験者
	CH-2	ドライバーとして、以下いずれかの実績がある場合は、対象クラスへの参加を認めない。 TGRRC 2016 年以降で、C-1～3 クラスのドライバーとしてシリーズ上位 6 位以上 2021 年以降で、C-4 クラスのドライバーとしてシリーズ上位 6 位以上 2016 年以降で、E-1～4 クラスのドライバーとしてシリーズ上位 6 位以上 地区戦 JAF 地方選手権において、過去シリーズ 6 位以上入賞経験者
	CH-3	ドライバーとして、以下いずれかの実績がある場合は、対象クラスへの参加を認めない。 TGRRC 2016 年以降で、C-3 クラスのドライバーとしてシリーズ上位 3 位以上 2016 年以降で、E-1～4 クラスのドライバーとしてシリーズ上位 3 位以上 地区戦 JAF 地方選手権において、過去シリーズ 6 位以上入賞経験者
	EX-2 AC-1	ドライバーとして、気筒容積 2,500cc 以上の車両で参加する場合、以下いずれかの実績がない場合は、対象クラスへの参加を認めない。 TGRRC 2016 年以降で、10 戦以上完走 地区戦 気筒容積 1,800cc 以上の車両で完走 全日本

## 第 13 条 身体に障がいのある方の参加

障がいのある者は、JAF スポーツ資格登録規定に従い、シリーズ登録時に当該条件について TGRRC 事務局に申告しなければならない。  
競技運転者許可証の新規申請・上級申請時の適性審査申請内容から変更がある場合は、その旨も共に申告すること。

## 第 3 章 事務局・参加申込・参加費

### 第 14 条 事務局・問い合わせ先・各種リンク

事務局	事務局	TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 事務局（株式会社プロクルーズ内）	
	所在地	〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形 1607-7	
問い合わせ先	連絡先	TEL	0493-61-1185
		e-mail	<a href="mailto:info@rallychallenge.jp">info@rallychallenge.jp</a>
公式 web	URL	<a href="https://toyotagazooracing.com/jp/rallychallenge/">https://toyotagazooracing.com/jp/rallychallenge/</a>	
エントリーサイト	URL	<a href="https://rallychallenge.jp/">https://rallychallenge.jp/</a>	

### 第 15 条 参加申込

参加申込は TGRRC エントリーサイトから web 申込とする。  
申込前に、予め公式ホームページ掲載のシリーズ規則書および申込する大会の特別規則書を確認し熟知すること。  
申込時は、エントリーサイトにて漏れなく必要事項入力・必要書類添付を行い、速やかに参加費支払を完了すること。

申込内容の変更は、申込締切前であれば TGRRC 事務局へその旨を文章で申告することにより変更することができる。

### 第 16 条 参加申込に付随する各種申請

サービス申請・積載車申請・プライベートターtent利用申請は必要に応じて申込を行うこと。  
サービス申請において、異なるチームとの合同を含み複数車両を共通サービスチームで申請する場合は、代表者が申請書内に対象を明記のうえ申告すること。

## 第 17 条 参加費・保険

参加費は、以下の表に定める。

保険は、全車事務局指定保険への加入を義務付ける。

保障内容の追加や拡充を目的とした上乘せ加入を除き、その他の既加入保険・共済等での代替は認められない。

参加費		一般参加	学生	企業・団体等法人参加	
				パートナー企業	その他企業・団体
金額（税込）		66,000 円	55,000 円	66,000 円	121,000 円
含まれるサービス	サービスパークスペース （普通自動車 2 台分相当）	○	○	○	○
	クルーの昼食 （2 名分）	○	○	○	○
	事務局指定保険 ※ （全台加入）	○	○	○	○
	エントリーチーム名	最大 20 文字	最大 20 または 30 文字	最大 30 文字	最大 30 文字

※ 対物賠償責任保険を希望しない場合、表示金額より 11,000 円（税込）減額

## 第 18 条 参加に対する各種支援制度

各制度の適用条件を満たす場合は、以下の支援を受けることができる。

		内容	
<b>参加費 キャッシュバック</b>	金額	<b>30,000 円 後日キャッシュバック</b>	
	提供時期	大会終了後、申請後順次	
	適用条件	以下の条件を満たすこと。 ①競技参加車両の車検証に記載されている所有者の氏名が参加クルーのうち、ドライバーかコ・ドライバーの氏名であること。ローンなどにより所有者が個人名で無い場合は、その旨を文章で TGRRC 事務局に提出し、認められること。 ②競技参加車両の車検証に記載されている所有者の住所が下記の表に定める住所であること。 ③参加費の振込および、領収書の発行がある場合に、クルーの個人名以外でないこと。	
	申請方法	各大会終了後、2 週間以内に指定のシステムにて TGRRC 事務局へ事後申請	
	その他	TGRRC 事務局の判断により、正当性が認められる場合は期限後の申請についても認める場合がある。	
対象大会		神埼・吉野ヶ里	蘭越
対象都道府県 (参加車両所有者住所)		鹿児島県 宮崎県 熊本県 長崎県 大分県 佐賀県 福岡県 山口県 を除く都道府県	北海道 青森県 岩手県 秋田県 を除く都道府県

## 第 19 条 参加申込の受理・参加の拒否

参加申込を正式に受理されたクルーには、参加受理書・エントリーリスト・公式通知のいずれかの公開により通知する。参加受理書は、原則として各大会開催 6 日前までに電子メールにて送付する。

参加申込の拒否を行う場合がある。  
その場合は、拒否の理由を明らかにし、その旨を申込者に通告する。

## 第 20 条 参加申込受理後のクルーおよび参加車両の変更

参加申込締切後のクルーおよび参加車両の変更は認められない。

ただし、コ・ドライバーおよび参加車両については、参加者から参加確認受付終了あるいはレッキ受付終了（いずれか早い方）までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会がやむを得ない理由であるとして、その変更を認める場合がある。なお、参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。この承認を受けるまでは、変更後に参加が予定されるコ・ドライバーおよび車両でのレッキ等への参加や車両検査を受けるなどの大会への参加は認められない。

変更が認められた場合は、特別規則書に記載がある場合に限り、定められた変更手数料を支払うこと。

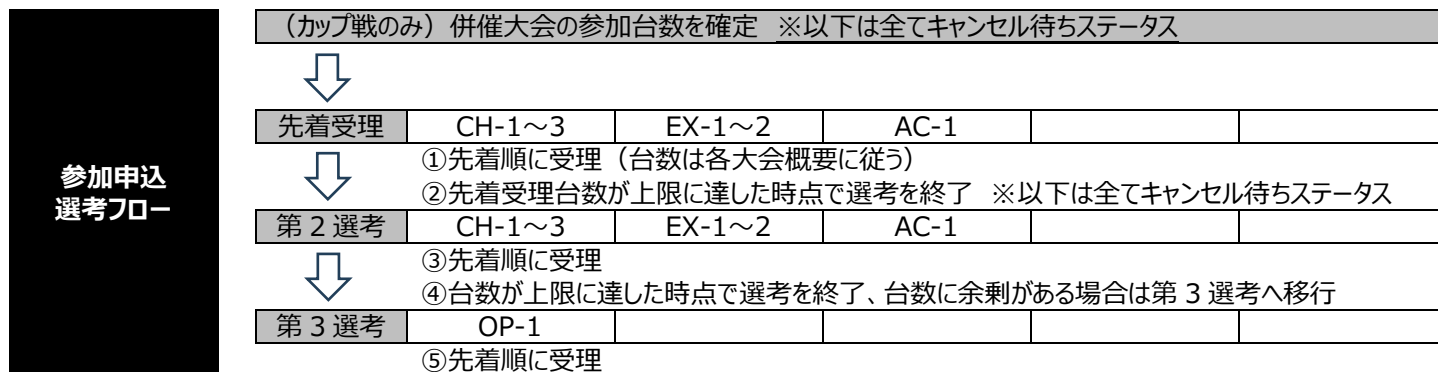
また、この承認以降は当初のコ・ドライバーおよび車両は以後当該競技会への参加は認められない。

## 第 21 条 参加申込選考フロー・TGR 枠・キャンセル待ち

参加申込の選考は、以下のフローに従う。

申込のうち、大会に寄与すると判断したチームの最大 10 枠を TGR の指名により第 1 選考内で受理する。  
参加クラスはクルー・車両の条件に従う。

参加申込のうち、台数上限を超えた以降・併催大会の台数確定前の申込をキャンセル待ちとして扱う。  
受理された参加申込のキャンセル等により余剰が発生した場合は、フローに従い第 1 選考から順に繰り上げを行う。  
繰り上げ確定の連絡は、各大会申込期間の終了日から 3 日以内に行う。



## 第 22 条 参加申込のキャンセル・返金

参加申込のキャンセルは、当該大会の参加申込期間内のみ受け付ける。  
手続きの詳細については、TGRRC 事務局に問い合わせること。

キャンセル待ちステータス中の参加申込のキャンセルは、当該大会の申込期間内に TGRRC 事務局に問い合わせること。  
申込期間外のキャンセルは、設定された参加費を請求する場合がある。

参加申込受理後は、下記の場合を除いて参加費を返金しない。

- ・オーガナイザーが参加を拒否する場合
- ・天変地異等の不可抗力により当該大会が中止となった場合

払い戻し金額は、支払い済み参加費金額から手数料 5,000 円を差し引いた金額とする。

## 第 23 条 他競技会への参加申込の制限

各大会への参加申込後およびキャンセル待ちステータス中は、同日開催の他の競技に参加申込をすることはできない。

## 第 24 条 虚偽の申告

参加申込の内容に虚偽があった場合、ポイントを剥奪し、以後の参加を禁止する場合がある。

第25条 賞典・副賞

賞典・副賞は最大で下記の通り授与する。  
 対象は、クラス毎に参加台数の30%(小数点以下切り上げ)の範囲内とする。  
 上記の他に、OP-1を含め参加賞等の特別賞を授与する場合がある。

賞典	対象クラス	授与内容	
	EX-2 EX-1 CH-3 CH-2 CH-1	1位 2位 3位	JAFメダル・表彰盾・副賞
	4～6位	副賞	
	AC-1	1位 2位 3位	JAFメダル・表彰盾・副賞

第26条 シリーズポイント・シリーズポイントランキング・シリーズ表彰

シリーズポイントは、クルーの大会戦績に応じて下記の通り与える。  
 遠方の大会については、通常のポイントから一定数割増する。  
 中止大会が発生等により、有効ポイントを変更する場合は別途公示する。

特別戦を除いた最終戦終了時のシリーズポイントランキングにおいて、  
 クラス別・クルー別それぞれ上位3位までをシリーズ表彰者とする。  
 シリーズ表彰式の詳細はシーズン中に別途公示する。

シリーズポイント	有効戦数	最大6戦				
		通常大会	沖縄	神埼・吉野ヶ里	蘭越	
	対象クラス	順位	ポイント			
	EX-2	1位	10 pt	12 pt	12 pt	12 pt
	EX-1	2位	9 pt	11 pt	11 pt	11 pt
	CH-3	3位	8 pt	10 pt	10 pt	10 pt
	CH-2	4位	7 pt	9 pt	9 pt	9 pt
	CH-1	5位	6 pt	8 pt	8 pt	8 pt
	CH-1	6位	5 pt	7 pt	7 pt	7 pt
	AC-1	完走	4 pt	6 pt	6 pt	6 pt
	同ポイントの取り扱い	入賞回数が有効戦数を超過する場合は、下記の順で有効とする。 ①獲得ポイントの多いラウンドでの入賞 ②早い日程のラウンドでの入賞 各シリーズのランキングにおいて、同ポイントの場合は下記の順で決定する。 ①最上位入賞回数の多い者 ②早い日程のラウンドで上位入賞した者 ③出場回数の多い者				
シリーズ表彰	諸注意	シリーズ表彰式を欠席の場合は、シリーズトロフィーのみを後日郵送し、副賞は授与されない。 ただし、代理人が参加する旨をTGRRC事務局まで申し出た場合は、この限りではない。 シリーズ参加台数が少数の場合は、シリーズ表彰対象人数を削減する場合がある。				

## 第 27 条 競技会の中止・変更・中断

オーガナイザー・TGRRC 事務局・競技会審査委員会等は、荒天、天災、感染症の流行、国・自治体による避難指示等の発令や気象庁による警報級以上の情報の発表、あるいは著しい路面状況の悪化等の不可抗力により、競技会の開催や継続が困難、または安全かつ公平な競技運営が不可能と判断されるこれら危機的な状況が想定される場合は、競技会の中止、延期、日程やコースの短縮・変更、あるいは競技の中断、打ち切りを決定する。

決定事項は、直ちに公式通知または競技役員を通じて参加者に伝達され、参加者は速やかにこれに従わなければならない。基準となる国・自治体による気象・防災情報等の例は以下に示す。

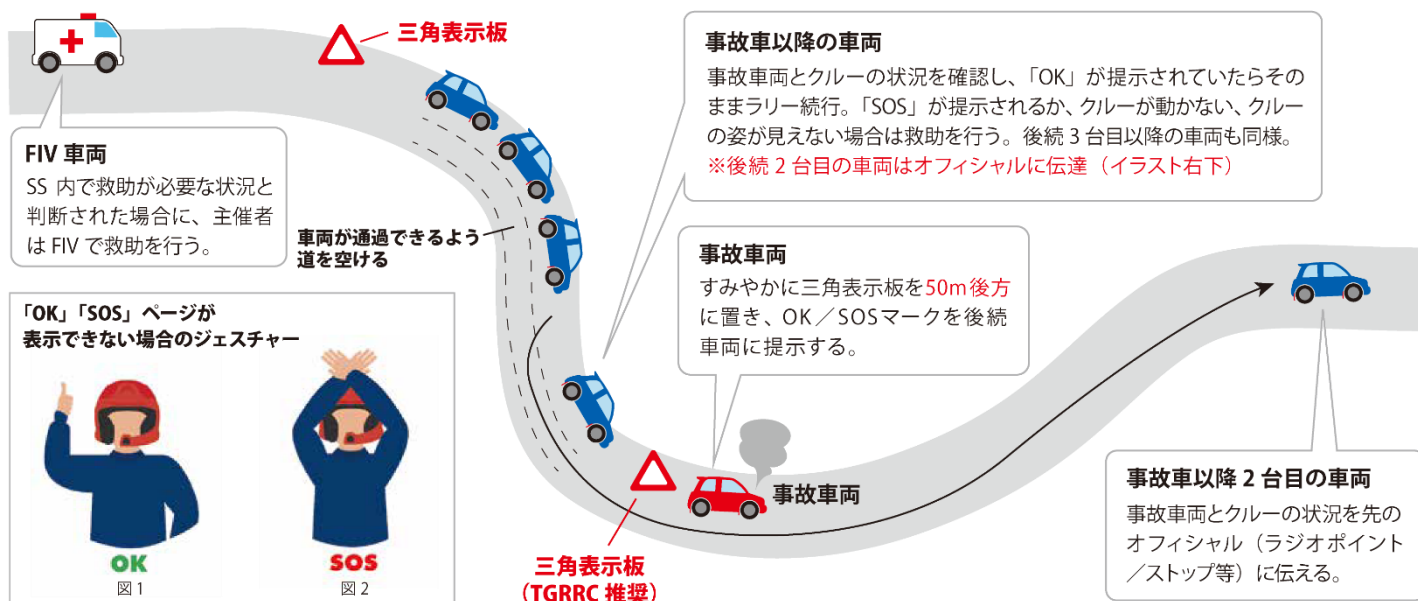
		発令主体・発令レベル	発令情報象
気象 (気象庁)	特別警報	レベル 5 相当数十年に一度の強度 (命の危険)	大雨特別警報 / 大雪特別警報 / 暴風特別警報 / 暴風雪特別警報 / 波浪特別警報 / 高潮特別警報
	警報	レベル 3 相当重大な災害のおそれ	大雨警報 / 洪水警報 / 大雪警報 / 暴風警報 / 暴風雪警報 / 波浪警報 / 高潮警報
	注意報	レベル 2 相当災害のおそれ	大雨注意報 / 洪水注意報 / 大雪注意報 / 強風注意報 / 風雪注意報 / 波浪注意報 / 高潮注意報 / 雷注意報 / 融雪注意報 / 濃霧注意報 / 乾燥注意報 / なだれ注意報 / 低温注意報 / 着水注意報 / 着雪注意報
	気象情報	レベル 4 相当 (大雨警報中) 突発的現象	顕著な大雨に関する情報 (線状降水帯) / 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報
地震・津波 (気象庁)	特別警報	巨大津波 (3m 超～10m 超)	大津波警報
	警報	津波 (1m 超～3m)	津波警報
		震度 6 弱以上予想	緊急地震速報 (警報) ※一般向け
	注意報	津波 (0.2m 超～1m)	津波注意報
情報・予報	震度 3 or 4 以上予想	緊急地震速報 (予報) ※高度利用者向け	
	調査・警戒	南海トラフ地震臨時情報 (調査中 / 巨大地震注意 / 巨大地震警戒) / 地震情報	
火山 (気象庁)	特別警報	レベル 4～5	噴火警報 (居住地域嚴重警戒・避難)
	警報	レベル 2～3	噴火警報 (入山規制・火口周辺規制)
	予報	レベル 1	噴火予報 (活火山であることに留意)
土砂・河川 (気象庁・国交省・都道府県)	警戒情報	レベル 4 相当	土砂災害警戒情報 ※「避難指示」の判断基準
	洪水予報	レベル 5 相当	指定河川洪水予報 (氾濫発生情報)
		レベル 4 相当	指定河川洪水予報 (氾濫危険情報)
		レベル 3 相当	指定河川洪水予報 (氾濫警戒情報)
レベル 2 相当		指定河川洪水予報 (氾濫注意情報)	
環境・生活 (環境省・経産省・都道府県)	アラート	危険な暑さ	熱中症特別警戒アラート (広域・過去最高レベル) / 熱中症警戒アラート (暑さ指数 33 以上)
		電力需給	電力需給ひっ迫警報 (予備率 3%以下) / 電力需給ひっ迫注意報 (予備率 5%以下)
	警報・注意報	大気汚染	光化学スモッグ警報 / 光化学スモッグ注意報
		衛生・鳥獣	食中毒警報 / 食中毒注意報 / クマ出没警戒アラート・警報 (※名称は自治体による)
国民保護 (内閣官房)	J アラート	避難呼びかけ (着弾・攻撃予測)	弾道ミサイル情報 / 航空攻撃情報 / ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 / 大規模テロ情報
避難情報 (市町村)	発令	レベル 5 (災害発生・切迫)	緊急安全確保 ※直ちに身の安全を確保
		レベル 4 (危険な場所)	避難指示 ※全員避難 (避難勧告は廃止)
		レベル 3 (要配慮者)	高齢者等避難 ※高齢者等は避難・他は準備

対応	事前
	当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日 4 日前より開催日 2 日前にかけて危機的な状況が想定される場合は、オーガナイザーおよび TGRRC 事務局協議のうえこの対応について決定する。対応は遅くとも開催日 2 日前の 18:00 迄に決定し、公式 HP 掲載のうえ公示を行う。
	当該大会開催地を含む都道府県内において、開催日前日より開催日当日にかけて危機的な状況が想定される場合は、オーガナイザーおよび TGRRC 事務局協議のうえこの対応について決定する。対応は電話連絡および公式掲示板にて公示を行う。

第 28 条 クルー（ドライバー、コ・ドライバー）の遵守事項

1. クルーは、競技運営上あらゆる規定、指示に従い常に明朗公正に言動し、大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
2. 競技への参加受付はドライバー/コ・ドライバー自身で受けること。
3. 競技中いかなる時も道路交通法の遵守を最優先とすること。
4. 一般車両および歩行者、地域住民に迷惑を及ぼさないこと。
5. 他車に追従する場合または対向車のある場合は前照灯の照射方向を下向きに変更すること。
6. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
7. 登録したクルー以外は乗車してはならない。  
また、緊急時を除きドライバーとコ・ドライバーが入れ替わりスペシャルステージを走行することは出来ない。
8. リタイアした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイア届を提出すること。  
提出が不可能な場合は、電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。  
また、ゼッケン、ラリー競技会之証およびその他競技会関係貼付物を取り除くこと。
9. 走行中は、シートベルトを必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーが指示した場所では必ずヘルメットを装着し、サイドウィンドウを閉めて走行すること。
10. サービスパークでは割振られたサービスエリアを使用すること。  
会場内の他のエリアにサービス車両やクルーおよびその関係者の車両を駐車しないこと。
11. クルーの安全
  - 11.1 SS で参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも 50m 手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を車両と同じ側に配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。  
その際、TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge では車両直後にも三角表示版を配置することを推奨する。なお、車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。  
この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
  - 11.2 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれた A3 判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合、もしくは消火が必要でない場合は、「OK」ページをすべての後続車に明瞭に提示すること。また、他に援助を行おうとしている物（ヘリコプター等）があれば、それらに対しても同様に提示すること。  
停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し当該区間最終車両通過まで合図をすること。
  - 11.3 その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
  - 11.4 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。  
特に後続車両が接近した場合は、作業を中断して安全な場所へ退避すること。
  - 11.5 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
  - 11.6 クルーが車両から離れる場合、後続車にははっきりと見える場所に「OK」ページを提示しておくこと。
  - 11.7 近接した地点に複数車両が停止した場合、それぞれの車両が上記 11.1～11.6 を実施すること。
  - 11.8 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。  
これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。  
また「OK」「SOS」のどちらの提示も無く、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内および／または車両の外にいとと思われる場合も同様の手順に従うこと。
    - ①援助するために直ちに停止する。  
その他の後続の車両も停止し、事故現場に 2 番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントかストップまで行く。
    - ②それ以降のすべての後続車は緊急車のための車幅を空けて停止し、援助を行う。  
なお後続車が援助にあたる場合、少なくともクルーの 1 人は以降の後続車への告知対応を行うこと。
  - 11.9 上記 11.2 または 11.8 の場合で、いかなる理由においても「OK」「SOS」ページを提示することが可能でない状況にあるときは、車外でクルーによって示される明らかで明確に理解できるジェスチャーで置き換えることができる。
    - 腕を上げ、親指を立てて示す「OK」（付則 1-図 1）
    - 頭の上で腕を交差して示す「SOS」（付則 1-図 2）

## SOS が提示された場合の対処方法



付則 1 SS 内の緊急時におけるクルーの遵守事項手順

### 第 29 条 レッキ

1. クルーはレッキに必ず参加すること。
2. 特別規則書等で特に言及されていない場合、クルーは各スペシャルステージを 1 回走行できる。
3. オーガナイザーが定めたレッキルートの通りに走行すること。  
別途オフィシャルによる特別な指示がある場合はそれに従うこと。
4. レッキは参加クルーの乗車のみとし、原則として保安基準を満たした状態の参加車両で実施すること。
5. レッキ中に使用するタイヤについては本車両規則の適用範囲外とする。
6. 特別規則書等で特に言及されていない場合、レッキ中のスペシャルステージ内は制限速度を 30 km/h とする。
7. スペシャルステージ内を含め、いかなる場合も道路交通法を遵守し、急発進、急旋回、急停止、蛇行など挙動を乱した走行をしないこと。
8. 歩行者および一般車両や近隣の住民へ配慮し、マナーを守り走行すること。
9. 各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。
10. 本条に対する違反はすべて審査委員会に報告される。
11. 審査委員会が必要と判断した場合は本規則書の罰則・失格が適用される。

### 第 30 条 参加車両検査（公式車検）

1. すべての参加車両は、特別規則書または公式通知で指定された場所および時間において、競技役員による車両検査（公式車検）を受けなければならない。
2. 指定された時間内に車両検査を受けない、または検査に合格しない車両の出走（スタート）は認められない。
3. 競技終了後の暫定結果に基づき、上位入賞車両および審査委員会が指定した車両に対して、再車検（事後検査）を行う場合がある。
4. 競技期間中であっても、技術委員長が必要と認めた場合は、随時、車両検査（重量計測、安全装備チェック等）を行う場合がある。
5. 本条 3. および 4. において、競技役員が検査のために車両各部の分解および再組立を要求した場合、その作業は当該クルーまたはチームスタッフがを行い、それに要する工具、部品、費用はすべて参加者（エントリー）の負担とする。
6. 必要に応じてパークフェルメ（車両保管）を設定する。  
パークフェルメへの車両入場後、許可された者以外の立ち入り、ならびに車両への接触や作業は厳禁とする。

## 第 31 条 ドライバースブリーフィング

1. ドライバースブリーフィングは、スタート会場で行う。
2. 全てのクルー(ドライバーおよびコ・ドライバー)はブリーフィングに出席しなければならない。

## 第 32 条 スタート

1. 特別規則書で特に言及されていない場合、全車両のスタート時間の間隔は 1 分となる。
2. 競技長は安全上の理由、および審査委員会の助言により、クルーのスタート順もしくはスタート間隔の変更を行うことがある。
3. セクションのスタートから 30 分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。
4. 各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。

## 第 33 条 ルートおよびロードブック

1. ルートはオーガナイザーが試走車によって走行し定め、ロードブックに記載する。
2. ロードブックはヘッドクォーターにて交付する。
3. オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもとに、天候・道路状況・その他の事情により、予告なくルート及び指示事項を変更することがある。
4. 各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。

## 第 34 条 タイムカードの取扱い

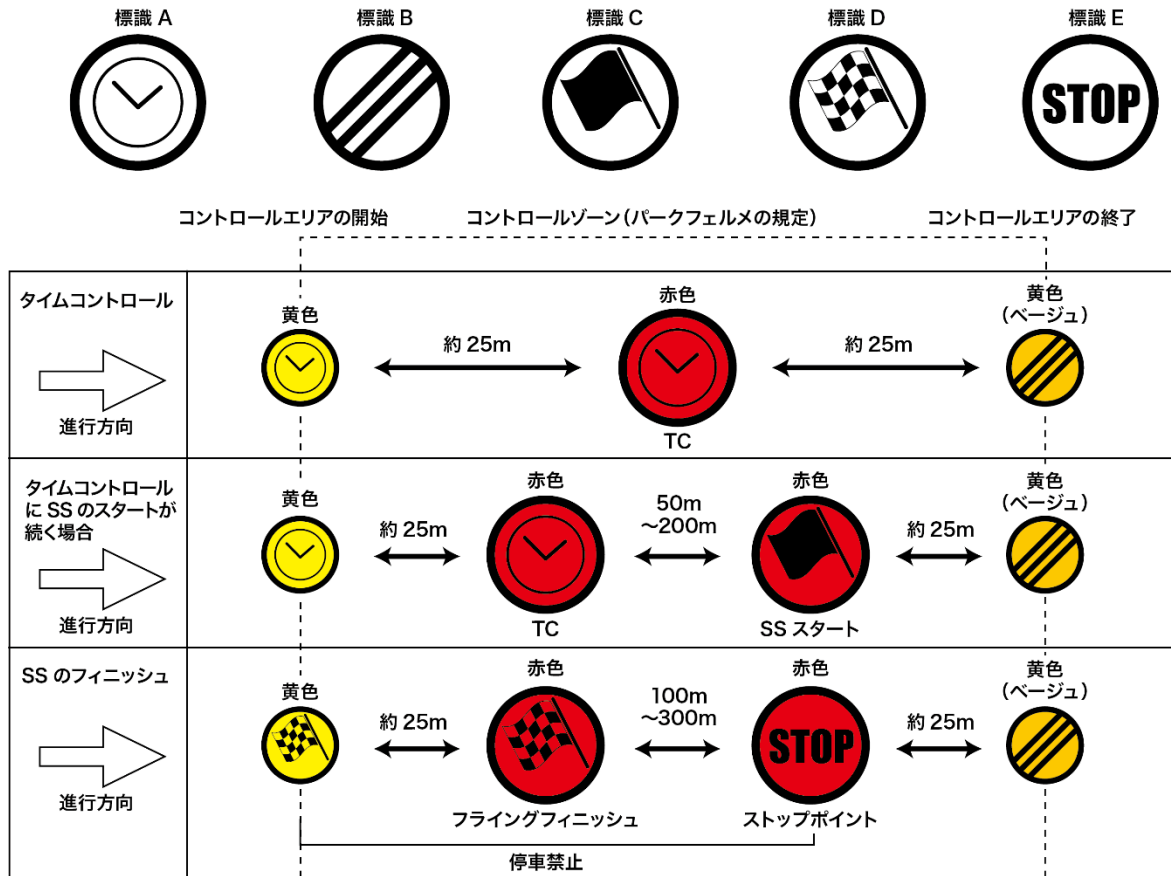
1. ラリーのスタートにおいて、ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。
2. タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。
3. タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
4. タイムカードに記入された時刻に対する異議申立は、当競技役員に直ちに行うこと。  
また、その判定と指示に従わなければならない。
5. 競技が続行できなくなったクルーは原則としてタイムカードをオフィシャルに提出しなければならない。
6. 各大会において特別規則書または公式通知により指示がある場合はそれに準ずること。

## 第 35 条 コントロールの手順と機能

1. TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge のすべてのコントロールは以下の方法で示される。
  - 1.1 コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。  
予告標識から約 25m 先に設置される実際コントロールの位置は、予告標識の同一図柄の赤色地標識によって示される。さらに約 25m 先に設置されるコントロールエリアの終了は黄色(ベージュ)地に黒の斜線が 3 本入った終了標識によって示される。
  - 1.2 コントロールエリアはパルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。  
またいかなる援助も受けてはならない。
  - 1.3 参加車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を越えてコントロールエリア内に留まってはならない。
  - 1.4 チェックインはクルーの責任で行われなければならない。
  - 1.5 すべてのコントロールは、最初の参加車両の通過予定時刻 30 分前から開設し、最終参加車両の到着予定時刻に  
失格時刻を加えた 15 分後までに閉鎖する。
  - 1.6 クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。
2. すべてのコントロールは本規則本条に示す標識を使用する。
  - 2.1 タイムコントロール：黄色地の A の標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。  
そのコントロールの実際の位置は赤色地の A の標識で示される。  
コントロールエリアの終了は黄色(ベージュ)地の B の標識で示される。(終了標識)

- 2.2 スペシャルステージ：スタート地点は赤色地の C の標識で示される。  
 フィニッシュ地点の予告は黄色地の D の標識で示される。  
 計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地の D の標識で示される。  
 さらにその先(原則として 100~300m)に設置された計時記録記入地点(ストップポイント)は、  
 赤色地に“STOP”と表示された停止標識で示される。  
 さらにエリアの終了は黄色(ベージュ色)地の B の標識で示される。
3. タイムコントロールにおけるチェックインの手順
- 3.1 チェックインの手順は、参加車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した地点から始まる。  
 通過判断は当該 TC のオフィシャル判断によるものとする。
- 3.2 コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、  
 異常な低速で走行したりしてはならない。
- 3.3 実際の計時とタイムカードへの記入は、参加車両とその 2 名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、  
 設置された記入場所に到着した時のみ行うことができる。
- 3.4 何らかの原因によりコントロールエリアが参加車両等で混雑し、目標到着時刻に参加車両が  
 コントロールエリアに進入出来ない場合は、コ・ドライバーが車両を降りてタイムカードをタイムコントロールに  
 提出することによって、当該参加車両がコントロールエリア内に進入したものとみなす。  
 この場合、車両がコントロールエリア外にあっても、パークフェルメ規定が適用される。
- 3.5 コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の 1 分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。  
 さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を  
 送ってもよい。
- 3.6 タイムカードへのチェックイン時刻の記入はクルーからタイムカードの提出を受けたタイムコントロールの  
 担当競技役員によって行われる。  
 その際に記入される時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻とする。
- 3.7 目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間を当該区間のスタートした  
 時刻に加えたもので、分単位まで表示される。
- 3.8 参加車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前の分にコントロールエリアに進入しても早着の  
 タイムペナルティは受けない。
- 3.9 目標チェックイン時刻が 10 時 00 分の場合、チェックインが 10 時 00 分 00 秒から 10 時 00 分 59 秒の間に  
 行われれば、目標時刻どおりに到着したものと見なされる。
4. コントロールのスタート時刻
- 4.1 次のロードセクションがスペシャルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻が  
 そのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
- 4.2 次にスペシャルステージのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。
- 4.3 当該タイムコントロールとスペシャルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに  
 含まれるものとし、標識は下記の通り示す。  
 ・黄色地のタイムコントロール予告標識  
 ・約 25m 先に赤色地のタイムコントロール標識  
 ・50~200m 先に赤色地に閉じた旗のスペシャルステージスタート標識  
 ・25m 先に黄色(ベージュ)地に黒の斜線が 3 本入ったコントロールエリア終了標識
- 4.4 当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も  
 同時に記入される。  
 このスタート時刻はチェックイン時刻の 3 分後とする。
- 4.5 その後、参加車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールに移動し、スタートコントロールの  
 競技役員によってタイムカードに記入された実際のスタート時刻に従ってスタートすること。
- 4.6 スペシャルステージフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにてフィニッシュライン通過時刻の記入を受ける。  
 ロードセクションのスタート時刻は、スペシャルステージスタート時刻とする。
5. リグループのコントロール
- 5.1 リグループエリアの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した参加車両の時間間隔を詰めることである。  
 そのため、停車しなければならない時間は競技車両ごとに異なることがある。
- 5.2 リグループのコントロールに到着したら、クルーは担当の競技役員にタイムカードを提出し、  
 スタート時刻の指示を受けること。  
 それから速やかに参加車両をパークフェルメ内に進入させ、指示された場所に停車し、エンジンを停止すること。
- 5.3 リグループエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該参加車両にそのバッテリーを  
 搭載してはならない。
6. スペシャルステージ
- 6.1 スペシャルステージ区間の計時は所要全時分秒および適用される場合は 1/10 秒まで計時し、成績に反映する。
- 6.2 クルーがスペシャルステージを逆走することは禁止する。
- 6.3 スペシャルステージのスタートはスタンディングスタートとする。  
 参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図にしたがってスタートすること。  
 合図が出されてから 20 秒以内にスタートできない車両は失格とし、安全な場所に速やかに移動される。

- 6.4 スタートの合図は 30 秒・15 秒・10 秒・5 秒・4 秒・3 秒・2 秒・1 秒の順にカウントダウンする。  
これを電気式的カウントダウン表示装置(灯火信号付き)によって行う場合がある。  
また、この装置に連動してフライング検知装置を使用する場合がある。
- 6.5 指定されたスタート時刻までにクルーの準備が間に合わず、自己のスタートが遅れた場合は、本規定 27 条に準じたタイムペナルティが課せられたうえで担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。
- 6.6 各スペシャルステージにはオーガナイザーによりあらかじめ基準所要時間が設定され、公式通知にて通知される。
- 6.7 スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。  
フライングフィニッシュよりストップポイントの間は停車を禁止する。
- 6.8 ストップポイントにてタイムカードにフィニッシュライン通過時刻(時、分、秒、および適用される場合は 1/10 秒)の記入を受けること。
- 6.9 スペシャルステージ内ではヘルメット及び安全ベルト着用が義務づけられる。  
コントロールエリアの退出後、安全な場所でクルーの装備品を取外すこと。
- 7. 各大会において別途指示がある場合はそれに準ずること。



付則 3 コントロールで使用される標識(サイン)の種別・使用方法

## 第 36 条 マナー講習・講習会テキスト

TGRRC 初参加のクルーは開催前日に行われるマナー講習を受講しなければならない。

対象となるものは予め講習会テキストを大会当日までに熟読し熟知することを義務づける。  
講習会テキストは公式サイトよりダウンロードもしくはプリントアウトし、講習会当日に持参すること。

## 第 37 条 標準時刻

計時はすべてオーガナイザーの所持する時計により行う。  
ラリー全体を通して使用する公式標準時刻は NTT(電話 117)の時報による日本標準時刻とする。

## 第 38 条 競技結果

1. 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間とロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。競技結果は時・分・秒および 1/10 秒で表記するものとする。
2. 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。
3. これで順位が決定できない場合は 2 番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。

## 第 6 章 罰則・安全対策・その他諸規則

### 第 39 条 罰則および失格

2026 年 JAF 国内競技規則による罰則が適用される。

クルーが以下の各項に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

1. 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
2. 道路交通法に違反したとき。
3. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
4. 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
5. タイムカードを改ざんしたとき。
6. 車両規則違反が発見されたとき。
7. 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
8. クルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
9. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
10. 各諸規則および本規則ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

### 第 40 条 棄権

クルーが競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイヤ届けを持って申告しなければならない。  
提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。

### 第 41 条 燃料および電気等の補給

ガソリンおよび軽油を燃料とする車両における競技中の参加車両への燃料補給は、オーガナイザーが指定する燃料補給所(場所)で行い、この場所以外の燃料補給は禁止する。  
燃料補給中は動力機構を停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。また、充填については安全を十分に確保して行うこと。  
その他を燃料および動力源とする車両における競技中の参加車両への燃料・電気等の補給は、クルーの責任において設備および安全担保を確保しなければならない。  
補給場所は参加申込時に TGRRC 事務局に対して確認を行い、承認を得ること。

## 第 42 条 サービスとサービスパーク

1. 競技中はオーガナイザーが指定した場所(サービスパーク)以外で整備作業を行うことは出来ない。
2. 整備作業を行うことができる者は、当該車両のクルーおよびオーガナイザーにサービス登録済みの者とする。
3. オーガナイザー登録済みの車両(サービスカー)以外はサービスパークに進入することは出来ない。  
また、登録済みの車両(サービスカー)であっても、オーガナイザーは速やかな競技目的の為、入場を拒否する場合がある。
4. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
5. サービスパークでの車両整備の範囲は下記のとおりとする。
  - ・タイヤの交換
  - ・ランプ類のバルブの交換
  - ・点火プラグの交換
  - ・Vベルトの交換
  - ・各部点検増締め
  - ・上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に、競技会技術委員長が許可した項目
6. 上記以外の整備作業を実施する際には必ずロードブック内の整備申告書に整備項目を記載し、競技会技術委員長に提出、確認を得ること。
7. 整備車両実施後は必ず競技会技術委員の確認を得ること。

## 第 43 条 損害の補償

1. クルーは公共物(ガードレール等)および競技機材(光電管・標識等)に対して破損等を与えた場合、速やかに対物破損申告書にて申告を行い、その補償の責任を負うこととする。
2. クルーは車両および付属品が破損した場合、その責任はクルー各自が負わなければならない。
3. クルーは JAF およびオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。  
即ち、大会役員は、その役務に最善を尽くすことは勿論であるが、クルーの負傷、死亡その他車両の損害事故に対しては、一切の責任を負わない。

## 第 44 条 抗議等

1. クルーは、自分が不当に処遇されていると判断した場合に、これに対して抗議することができる。  
ただし、自分の参加拒否並びに審判員の判定に対する抗議は出来ない。
2. クルーはロードブック内のエンクワイアリーシートに判定やりザルトに対する再調査希望の旨を記述し、コンペティターズリレーションズオフィサー (CRO) に提出することができる。
3. エンクワイアリーシートに対する回答に納得がいらず、抗議する場合は、指定の抗議料を添えて競技長宛に抗議文書を提出すること。
4. 裁定の結果は、関係当事者に口頭による宣告と公式通知を以って通知される。
5. 抗議料はその抗議が正当と裁定された場合のみ返却される。
6. 競技に関する抗議は、フィニッシュ後 30 分以内、成績に関する抗議は、暫定結果発表後 30 分以内に行わなければならない。  
また、技術委員の決定に対する抗議は決定直後に行わなければならない。

## 第 45 条 アルコール検査

すべてのクルー（ドライバーおよびコ・ドライバー）は、競技会当日のスタート前、またはオーガナイザーが指定した時間および場所において、必ずアルコール検査を受けなければならない。

アルコール検査は、オーガナイザーが用意した検知器を用いて実施する。判定基準値は 0.00mg/L とし、呼気中からわずかでもアルコールが検知された場合、当該クルーのスタートは認められない。

## 第 46 条 安全対策

車両破損等により一般公道における運行に不適と判断された車両は、競技中であっても競技会審査委員会よりリタイヤが勧告され、オーガナイザーの指示に従い規定の場所までキャリアカー等で移動しなければならない。

規定の場所とは車両の所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車修理工場とする。

クルーがキャリアカーの手配が出来ない場合は、オーガナイザーに問い合わせること(キャリアカー費用はクルー負担)。

移動は競技終了後、もしくは競技中に速やかに行い、競技開催日内にて終了するものとする。  
ただし、オーガナイザーへ申告し、認められた場合はこの限りではない。

## 第 47 条 モラル・マナーの遵守

クルーおよび関係者は法律および条令またはこれに準ずるもののみならず、社会通念における一般常識に対して厳格にこれを遵守する義務を負う。一例として、非合法の練習走行およびこれらを助長する行為が大会関係者により確認された場合や、大会において競技運営に著しく支障をきたす行為があった場合、失格および以降の継続的な参加拒否等の厳罰処分を行う。また、SNS 等を通じて他参加者および関係者の誹謗中傷や罵詈雑言、レギュレーションに対してクレーム等を発信しないこと。本競技・大会に関わる事故画像及び動画を当事者の許可なしで公開しないこと。

## 第1章 総則

### 第48条 規則の概念

全ての車両と参加者は、2026年JAF国内競技車両規則第2編および2026年FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項および2026年JAF国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」等関連規則類に準拠したうえで、本規則に定められた追加条件を満たさなければならない。

### 第49条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、できる限り変更・改造の範囲を最小限に留めた廉価な車両で平等な条件の下に、一人でも多くの人々が参加できることを目的として作成されたものである。

指定部品または認定部品を含む部品類およびタイヤ等定期交換や補給が必要となる消耗品類の一切に関わらず、いついかなる時・いかなる場所・いかなる者においても購入や入手が可能なものでなくてはならず、たとえ外観・品番・呼称等が同一であっても著しい機能・性能的特徴差を有する場合、本条の解釈に反するものとみなす。

本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈をもって最終とする。

### 第50条 安全意識

TGRRCでは、生命は何事にも代え難いものとして安全への意識を最優先事項と捉え、規則の運用において適切な使用と対応を求める。また、参加者に対しては常に最新で高機能な安全装備の使用を強く推奨する。

参加者は、本規則および関連する諸規則とその改定を熟知し、適切に管理・更新しなければならない。

### 第51条 参加車両・改造範囲

全ての参加車両は道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有する車両で、競技中においても常に保安基準に適合する状態、かつ乗車定員分の座席を有し、一般公道で有効な任意保険に加入している車両でなければならない。また、日本国内で販売されている車両型式および条件に該当し、かつJAF車両規則および各クラスの車両規定に準じて製作されなければならない。ただし、TGRRC事務局に申請し、特別に認められた場合はその限りでは無い。

改造範囲は、2026年JAF国内競技車両規則第2編に従い、各項目に従ったものでなければならない。

当規定で定められていない項目は全て当初のままで、加工・変更および改造は一切許されない。

さらに、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

### 第52条 同一車両型式・架装車両の取り扱い

自動車検査証または当該自動車製造者発行のカタログの型式欄に記載されている「記号及び数字（ただし、DBA等の排出ガス規制を表す記号を除いたハイフン以降の記号部分をいう。DBA-ZN6とあれば、ZN6を指す。）」が同一の車両を同一車両型式として取り扱う（ただし、JAF登録車両規定第2条2による車両は、「基本となる車両」と同一の車両型式として取り扱う）。なお、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等については、記載された車両型式であっても同型式の標準（ベース純正）車両に対して改造・変更を加えたものとみなす。（例：Vitz GR SPORT “GR” や YARIS Cup Car 等は架装車両となり、架装部品による改造や変更を加えた車両とみなす。）

### 第53条 純正部品

当該自動車製造者発行のカタログに示される同一車両型式・同一年式・同一グレードにおけるメーカーラインオフ時装着の当初装着部品および当該自動車製造者により代替品として指定されている部品。ただし、メーカーカタログにおいて競技用と記載のある部品は含まれない。新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等のみ使用された部品は含まれない。

## 第 54 条 指定部品

TGRRC で使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

## 第 55 条 認定部品

TGRRC で使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。これらは車両規定および公式通知に記載されている場合を除き、一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。ただし、事前に TGRRC 事務局に申告を行い、承認を受けた場合は当該部品の代替品の使用を認める場合がある。

## 第 56 条 ターボ係数

過給装置付エンジンは元の排気量の 1.7 倍のクラスとみなす。  
本書に記載されるすべての排気量は係数を乗じた後の値とする。

## 第 57 条 適合性の証明・是正措置

参加車両が本規則に準じているかは、公式車検において参加者自らがその適合性を示さなければならない。  
公式車検または競技中において検査員・競技役員により是正を指示された場合は、参加者自らが速やかに対応しなければならない。

## 第 58 条 燃料への混入物

複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し、空気を除き、その他の気体／液体／固体を混入して使用することは一切禁止される。

## 第 59 条 第 4 編に定める燃料（カーボンニュートラル燃料）の使用

各大会特別規則書にて 2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編 第 1 章 第 8 条 8.4) に準じたカーボンニュートラル燃料の使用を許可する。

## 第 60 条 最低重量

2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 7 条に従うこと。

## 第 61 条 バラスト

搭載は認められない。

第62条 クラス区分・対象・制限事項

各クラスの区分・対象・制限事項は、以下に従う。  
 指定型式・車種内の“●”は年式による数字や記号の違いを表す。

CH-1	対象	ハイブリッド車 (AQUA・YARIS ハイブリッド車 2WD)	
	JAF 車両規定	AE・RF	
	指定型式・車種	6AA-MXPH14-●●●●●●	YARIS ハイブリッド車 2WD (2020年2月～)
		6AA-MXPH10-●●●●●●	
		6AA-MXPK11-●●●●●●	AQUA 2WD (2021年7月～)
6AA-MXPK10-●●●●●●			
●AA-NHP10-●●●●●●	AQUA (2011年12月～2021年6月)		
CH-2	対象	YARIS (ガソリン車 1.5L 2WD) ・Vitz (ガソリン車 1.5L 2WD)	
	JAF 車両規定	RJ・RPN・RF	
	指定型式・車種	5BA-MXPA10-●●●●●●	YARIS ガソリン車 1.5L 2WD 6MT/CVT (2020年2月～)
		DBA-NCP131-●●●●●●	Vitz ガソリン車 1.5L 2WD 5MT/CVT 5ドア (2010年12月～2020年1月)
		DBA-NCP91-●●●●●●	Vitz ガソリン車 1.5L 2WD 5MT/CVT (2005年1月～2010年12月)
制限事項	① 新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等において、ベース車両型式よりスポット溶接の増し打ちが行われていない車両に限る		
CH-3	対象・条件	トヨタ 86	
	JAF 車両規定	RJ・RPN・RF	
	車両型式	●BA-ZN6-●●●●●● ●BA-ZN6-●●●●●●	トヨタ 86 (2012年3月～2021年10月)
EX-1	対象・条件	トヨタ車 気筒容積 1,500cc 以下	
	JAF 車両規定	RRN・RJ・RPN・AE・RF	
	制限事項	① 気筒容積 1,500cc 以下のエンジンを搭載するトヨタ車に限る	
		② 全てのドアは、スライド開閉機構を持たないヒンジ式に限る	
		③ カタログ記載の諸元表において、以下の要件を満たす車両に限る (1) 全高の数値が全幅の数値を超えない (2) 乗車定員が5名以下 (3) 最低地上高が159mm以下	
④ アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル (ある場合) の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置している車両に限る			

EX-2	対象・条件	トヨタ車 気筒容積 1,501cc 以上
	JAF 車両規定	RRN・RJ・RPN・AE・RF
制限事項	①	気筒容積 1,501cc 以上のエンジンを搭載するトヨタ車に限る
	②	全てのドアは、スライド開閉機構を持たないヒンジ式に限る
	③	カタログ記載の諸元表において、以下の要件を満たす車両に限る (1) 全高の数値が全幅の数値を超えない (2) 乗車定員が 5 名以下 (3) 最低地上高が 159mm 以下 (4) 全長が 4,700mm 以下
	④	アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル（ある場合）の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置している車両に限る

AC-1	対象・条件	トヨタ車・レクサス車・ダイハツ車
	JAF 車両規定	RRN・RJ・RPN・AE・RF
制限事項	①	トヨタ車・レクサス車・ダイハツ車に限る
	②	アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル（ある場合）の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置している車両に限る

OP-1	対象・条件	全メーカー車（賞典外出走）
	JAF 車両規定	RRN・RJ・RPN・AE・RF
制限事項	①	アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル（ある場合）の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置している車両に限る

### 第 3 章 車両の安全装備

#### 第 63 条 車載カメラ

競技参加車両に車載カメラを装着する場合、その設置は以下の要件を満たさなければならない。

- ① 車体の表面からはみ出してはならない。
- ② コクピット内では、ダッシュボードの最後端点を通る垂直横断平面とドライバー / コ・ドライバー（ナビゲーター）座席の最後端点を通る垂直横断平面の間にカメラを設置することは（その取り付け部を含めて）禁止される。
- ③ 取り付けは、ネジ止め、金属ネジ止め、ネジ止めクランプ、金属インサートのみで行わなければならない。（禁止：接着剤、両面テープ、粘着材、吸盤など）
- ④ 取り付けはロールバーに堅牢に固定し、ロールバーからの突出量は最低限に抑えること。ロールバーに対する加工、改造は認められない。
- ⑤ 競技会公式車両検査の前に設置しなければならない。
- ⑥ クルーの視界、緊急時の出入り、脱出の妨げになってはならない。

ドライブレコーダーのフロントガラスへの装着については、道路運送車両の保安基準に合致したものを 1 機に限り認める。

## 第 64 条 安全ベルト

運転席および助手席はメーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（3点式等）に加え、気筒容積 2,000cc 以下の車両は 4 点式以上の安全ベルト、2,001cc 以上の車両は 5 点式以上の安全ベルトを装備することを義務付け、6 点式以上の FIA 公認安全ベルトの使用を強く推奨する。装備については下記条件に従うこと。

- ① 追加装備する安全ベルトはワンタッチ式フルハーネスタイプ（4 点式以上）とし、A～C のいずれかに従うこと。  
FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条に定められた取り付け方法も可。
  - A 第 5 編細則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」  
ただし、FIA テクニカルリスト No.29 に合致したヘッドアンドネックサポートを使用し、それに指定されたベルトを使用する場合を除いて、幅 75mm 以上を有する肩部ストラップの装備・装着が義務付けられる。
  - B 第 5 編細則「レース競技における安全ベルトに関する細則」
  - C FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条安全装置第 6 項「安全ベルト」
- ② 追加装備する安全ベルトは、既設の安全ベルト（3 点式等）の取り付け装置にフック等を用いて容易に着脱できる構造でなければならない。
- ③ 追加装備する安全ベルトは競技走行中のみ装着することが許される。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルト（3 点式等）を装着すること。
- ④ 競技中に 4 点式以上の安全ベルトを装着する場合には、乗車人員は 2 名とすること。
- ⑤ 4 点式以上の安全ベルトを追加装備することにより後部乗員の乗降性が確保できなくなる場合には、各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと。

肩部ストラップの取り付けについては 2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 3 条に定められた方法も可。

## 第 65 条 ロールケージ・ロールケージパッド

ロールケージおよびロールケージパッドは、以下の各クラスに定められた条件を満たすものを装着しなければならない。

項目	対象クラス	条件
ロールケージ	構成	CH-1 JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RF・AE 車両)に合致したもの
		CH-2 JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RJ・RPN・RF 車両)に合致したもの
		CH-3
		EX-1 JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両)に合致したもの
		EX-2 JAF 国内車両規則ラリー車両規定(RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両)に合致したもの
		AC-1 RPN・AE・RF 車両については JAF 国内車両規則ラリー車両規定第 4 条 4 項 1 に従い、
		OP-1 気筒容積 2,001cc 以上の車両は少なくとも 1 本の斜行ストラットを取り付けたもの
ロールケージ	乗車定員	CH-1 乗車定員の変更は認められない。
		CH-2
		CH-3 乗車定員の変更は認められる。
		EX-1 2 名乗車タイプのロールケージを使用する場合は、各陸運支局等において
		EX-2 乗車定員変更のための構造変更手続きを行うこと。
		AC-1
		OP-1
ロールケージ	パッド	CH-1 クルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て難燃性の緩衝材で覆わなくてはならない。ただし、車両フロアまたはインパネ等内装部品との接合部において、最小限の露出のみ認められる。
		CH-2
		CH-3
		EX-1 クルーに接触する恐れのあるロールケージの部位は、全て難燃性の緩衝材で覆うことを強く推奨する。
		EX-2
		AC-1
		OP-1
ロールケージ	追加の制約	EX-1 RPN・AE・RF 車両については、JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 5 条 4 項を遵守し、前後方向に見て、ロールケージのパイプは垂直方向の荷重を支えるフロントサスペンション部品（スプリングおよびショックアブソーバー）の取り付け点を超えてはならない。
		EX-2
		AC-1
		OP-1

## 第 66 条 消火装置

2.0kg（2.4 リットル）以上の手動式消火器の装着を義務付ける。

消火器の使用期限は、消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から 2 年以内とする。消火剤の充填期日もしくは前回の点検期日から 2 年を過ぎて使用してはならない。ただし、2 年毎の点検を継続したとしても、消火器の製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超えて使用することはできない。消火器の製造者が有効年数あるいは耐用年数を定めていない場合、その使用期限は製造期日（または初回充填期日）から 7 年間を目処とする。消火剤の充填日もしくは前回検査日の表示が年（月）表示である場合、有効期間の起算日は当該年（月）の末日とする。外部が損傷している容器は交換しなければならない。取付については 2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 7 条に従うこと。

## 第 67 条 けん引用穴あきブラケット

前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。  
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 7 条に従うこと。

## 第 68 条 飛散防止フィルム

FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条 11.1.1 に従い、側面および後部のウィンドウに飛散防止フィルムを貼付すること。RPN・AE・RF 車両については強く推奨とする。

## 第 69 条 その他の車載安全装備

下記の搭載備品が義務付けられる。  
いずれも車室内に堅牢かつ緊急時において迅速に使用ができるよう固定しなければならない。

品目	数量	備考
非常用停止表示板（三角）	2 式	国家公安委員会認定品であること
非常用信号用具	1 式	保安基準に定める非常信号用具の要件を満たすもの
OK/SOS ボード(A3 サイズ)	2 式	初参加者は大会会場にて無償配布
救急薬品（ファーストエイドキット）	1 式	
牽引ロープ	1 式	

## 第 70 条 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することが出来る。  
健常者の使用は認められない。

## 第 4 章 クルーの安全装備

### 第 71 条 ヘルメット

クルーはいずれもスペシャルステージ内においてヘルメットを着用することが義務付けられる。  
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従うこと。

2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従った競技用ヘルメットの着用を強く推奨する。

### 第 72 条 頭部および頸部の保護装置(FHR システム)

頭部および頸部の保護装置の着用を推奨する。  
ただし、気筒容積 2,000cc 以上の車両については、頭部および頸部の保護装置の装着を義務とする。  
なお、装着する場合は 2026 年 FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 L 項および 2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従うこと。

## 第 73 条 レーシングスーツ

クルーはいずれもレーシングスーツを着用することが義務付けられる。  
最低限として、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従ったレーシングスーツを着用すること。

2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従った耐火炎レーシングスーツの着用を強く推奨する。

## 第 74 条 アンダーウェア

クルーはいずれも耐火炎アンダーウェアを着用することを強く推奨する。

耐火炎アンダーウェアを着用する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従うこと。

## 第 75 条 バラクラバ（目出し帽）

クルーはいずれも耐火炎バラクラバを着用することを強く推奨する。  
着用する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従うこと。

バラクラバの下部はレーシングスーツの下に着用しなければならない。

これらを満たさないバラクラバの着用は認められない。

## 第 76 条 ソックス

クルーはいずれも耐火炎ソックスを着用することを強く推奨する。  
耐火炎ソックスを着用する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従うこと。

## 第 77 条 レーシングシューズ

クルーはいずれも耐火炎レーシングシューズを装備することを強く推奨する。  
耐火炎レーシングシューズを着用する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従うこと。

## 第 78 条 レーシンググローブ

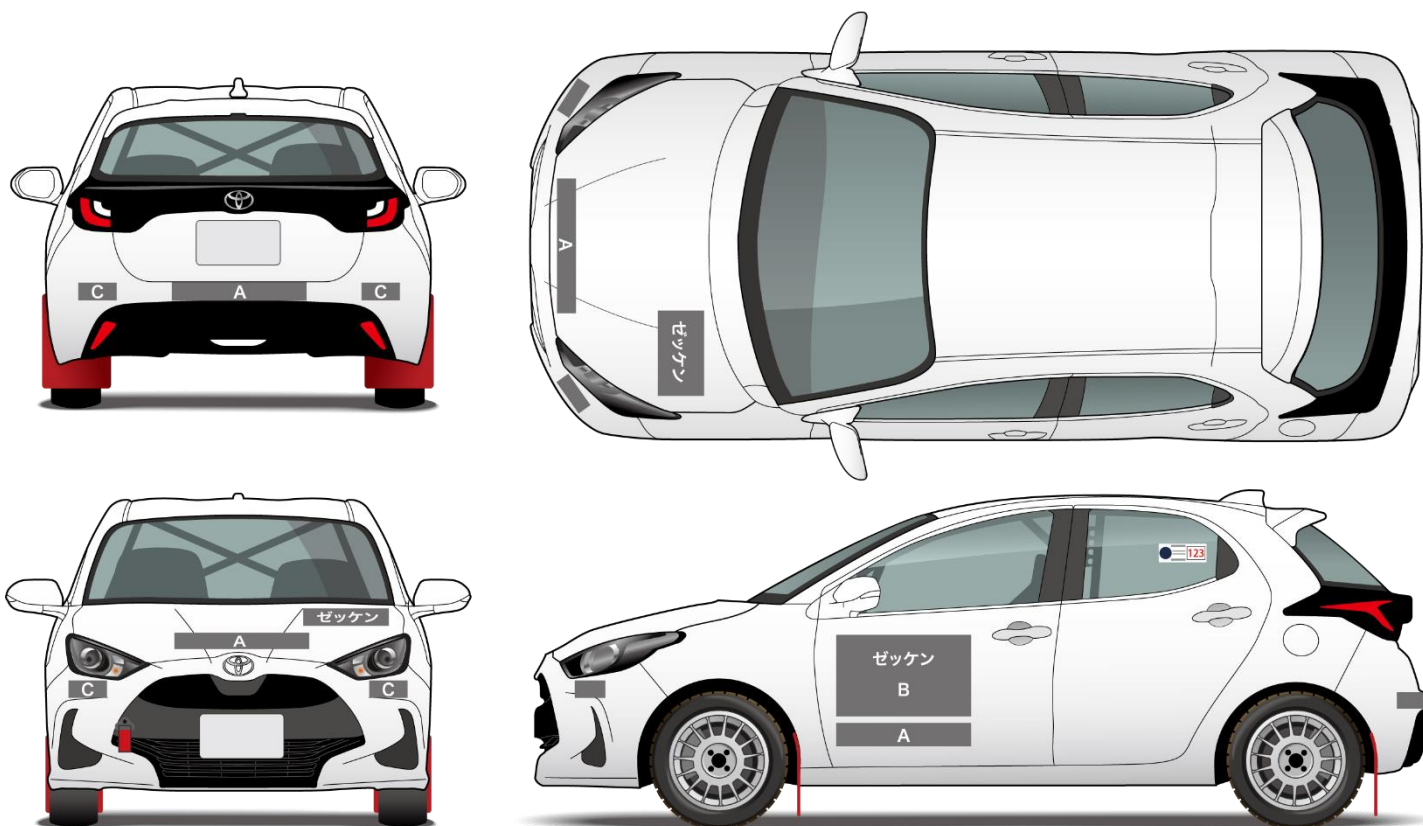
ドライバーはレーシンググローブを着用することが義務付けられる。  
2026 年 JAF 国内競技車両規則第 5 編細則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従うこと。

第79条 ゼッケン・スポンサーマークの指定

ステッカーは大会開催日前日および当日の参加受付においてクルーに直接配布する。  
 ゼッケンは大会開催日当日のレッキ受付および参加受付において一部もしくは全てをクルーに直接配布する。  
 斜め貼り等のアレンジを加えた貼付は認められない。  
 上記ステッカーおよびゼッケンは指定位置に貼付しなければならない。  
 技術員により、これらが適切に貼付されていないと判断される場合、その場で是正措置を講じなければならない。  
 別途公示のうえ各ラウンドでのステッカー配布時に正式なテンプレートを配布する。  
 付則2の網掛けにあたる位置への指定貼付物以外のステッカーの貼付は認めない。  
 また、参加車両にラッピング等を施す場合、デザインやロゴは指定貼付位置に影響を与えぬように考慮すること。  
 当該年以前の指定ステッカーは全て剥がさなければならない。

番号	貼付物	貼付箇所	貼付数(全数)	サイズ
—	ゼッケン	ボンネット、左右ドア	各1枚(3枚)	幅380mm×高さ200mm
A	大会ステッカー	ボンネット、左右ドア、リヤバンパー	各1枚(4枚)	幅460mm×高さ60mm
B	ゼッケンベース	左右ドア	各1枚(2枚)	幅550mm×高さ350mm
C	指定ステッカー	フロントバンパー、リヤバンパー	各2枚(4枚)	幅130mm×高さ80mm

※ 「JAF 公認ラリー競技会之証」は必ず携行および車両に貼付すること。  
 貼付は助手席側後部窓に内側から行い、車両外部から容易に確認が出来ること。



付則2 TGRRC事務局指定貼付位置

第 80 条 タイヤ・ホイール

タイヤおよびホイールは、以下の各クラスに定められた条件を満たすものを装着しなければならない。

項目	対象クラス	条件
共通	取付 ・ スペア	全クラス
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤおよびホイールは、静止状態において地表以外の部分と接触してはならない。</li> <li>・タイヤおよびホイールは車軸中心より前方 30°/後方 50°の範囲内でフェンダー等より突出していないこと。</li> <li>・参加車両には、1 本または 2 本のスペアを搭載しなければならない。</li> <li>また、スペアは確実に固定されていること。</li> </ul>

項目	対象クラス	条件	
タイヤ	本数 ・ 仕様	全クラス	
		ターマック	・公道走行が認められている一般市販ラリータイヤ
		グラベル	・公道走行が認められている一般市販ラリータイヤ
		スノー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市販スタッドレスタイヤ</li> <li>・スタッドレス表記またはスノーflakeマークが表示されているもの</li> <li>・ラリー競技用スタッドレスタイヤの使用は認められない。</li> </ul>

項目	対象クラス	条件	
タイヤ	メーカー ・ 銘柄	全クラス	
		住友ゴム工業株式会社	DUNLOP SP SPORT 73-R
			DUNLOP SP SPORT 83-R
			DUNLOP SP SPORT 85-R
			DUNLOP DIREZZA 74R
			DUNLOP DIREZZA 88R (DT/H)
			DUNLOP DIREZZA 95R
		横浜ゴム株式会社	ADVAN A031
			ADVAN A035
			ADVAN A036
		株式会社ブリヂストン	POTENZA RE461 kai TYPE A
			POTENZA RE480R

項目	対象クラス	条件
タイヤ	CH-1	MXPH14・MXPH10・NHP10 : 185/60R15
		MXPK11・MXPK10 : 185/60R15 または 185/65R15 スペアを含め、使用するタイヤはいずれも同一サイズ
	CH-2	185/60R15
	CH-3	195/65R15 もしくは 205/65R15
	EX-1	2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に合致したもの
	EX-2	
	AC-1	
	OP-1	

項目	対象クラス	条件									
ホイール	仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材質はスチール製または JWL マークのある軽合金製とする。</li> <li>・部分的であっても複合素材から成るホイールの使用は禁止する。</li> <li>・インセットは自由</li> <li>・ナットの材質および形状の変更が許される。</li> <li>・ホイールスペーサーの使用は認められない。ホイールに間隔保持のための部材を溶接することは、ホイールスペーサーの使用とみなす。また、アクスルハブに間隔保持のための部材を取り付けることは、その取り付け方法の如何に関わらず、ホイールスペーサーの使用とみなす。</li> </ul>									
	サイズ	<table border="1"> <tr> <td>CH-1</td> <td rowspan="2">5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)</td> </tr> <tr> <td>CH-2</td> </tr> <tr> <td>CH-3</td> <td>5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ),7J(JJ)</td> </tr> <tr> <td>EX-1</td> <td rowspan="5">2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に合致したもの</td> </tr> <tr> <td>EX-2</td> </tr> <tr> <td>AC-1</td> </tr> <tr> <td>OP-1</td> </tr> </table>	CH-1	5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)	CH-2	CH-3	5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ),7J(JJ)	EX-1	2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に合致したもの	EX-2	AC-1
CH-1	5J(JJ), 5.5J(JJ), 6J(JJ), 6.5J(JJ)										
CH-2											
CH-3	5.5J(JJ),6J(JJ),6.5J(JJ),7J(JJ)										
EX-1	2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に合致したもの										
EX-2											
AC-1											
OP-1											

## 第 7 章 その他各クラス規定

### 第 81 条 CH-1

2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った AE・RF 車両で、日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

#### 81.1 電気モーター・エンジンおよび補機

##### 81.1.1 電気モーター・エンジン本体

日本国内で販売されている参加車両用純正部品に限り使用が許される。  
純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

##### 81.1.2 ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

##### 81.1.3 エンジンマウント

電気モーター、エンジンおよびミッションの取り付けマウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

##### 81.1.4 ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。  
また、導風板やダクトの取り付けも許されない。  
ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

##### 81.1.5 ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

#### **81.1.6 ラジエター配管**

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。  
また、ホース類の変更も許されない。  
ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

#### **81.1.7 サーモスタッド**

変更は自由。  
ただし、取り付け部の加工は許されない。

#### **81.1.8 オイルクーラー**

装着は許されない。

#### **81.1.9 オイルポンプ**

一切の変更および改造は許されない。

#### **81.1.10 オイルフィルター**

変更は自由。  
ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

#### **81.1.11 オイルパン**

加工、変更等の改造は許されない。  
ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

#### **81.1.12 補機バッテリー**

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

#### **81.1.13 オルタネーター**

一切の変更および改造は許されない。

#### **81.1.14 E.C.U.**

追加および加工・変更等の改造は許されない。

#### **81.1.15 点火系統**

点火プラグの変更に限り許される。

#### **81.1.16 吸気・排気マニホールド**

一切の変更は許されない。  
また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装着)を施すことも不可とする。

#### **81.1.17 エアクリーナー**

エレメントの変更のみ自由。

### 81.1.18 マフラーおよび排気管

メインマフラーに限り RC 認定部品への変更が許される。

車種	品目	品番	品名
NHP10	マフラー	MS153-52010	(ハイレスポンスマフラー-Ver.S,~12.08)
		MS153-52011	(ハイレスポンスマフラー-Ver.S,12.08~)
		MS153-52013	(ハイレスポンスマフラー-Ver.S,12.08~)

### 81.1.19 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC:300ppm を超えないこと。

## 81.2 シャシー

### 81.2.1 全長および全幅

変更は許されない。  
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合においてのみ認められる。

### 81.2.2 ブッシュ類

マウントのラバー部材は同一材質で形状・硬度を変更することは自由。

### 81.2.3 スプリング・ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。スプリングインシュレータ-の取り外しおよび変更は許されない。  
RC 認定部品と純正部品を組み合わせることは認められない。

車種	品目	品番	品名
MXPH14 MXPH10	スプリング	1C6-601-FC029(A)	(フロントコイルスプリング)
		1C6-601-RC027	(リヤコイルスプリング)
	ショックアブソーバー	00B-1C6-GFR	(フロントショックアブソーバー-RH)
		00B-1C6-GFL	(フロントショックアブソーバー-LH)
		00B-1C6-GR	(リヤショックアブソーバー)
NHP10	スプリング	MS250-52010	(コイルスプリングセット)
		48131-HP120	(フロントコイルスプリング)
		48231-HP120	(リヤコイルスプリング)
	ショックアブソーバー	MS260-52009	(ショックアブソーバーセット)
		48510-HP120	(フロントショックアブソーバー-RH)
		48520-HP120	(フロントショックアブソーバー-LH)
		48530-HP120	(リヤショックアブソーバー)

### 81.2.4 ギアボックス

一切の変更および改造は許されない。

### 81.2.5 ディファレンシャル

一切の変更および改造は許されない。

### 81.2.6 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。

ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、ブレーキシュー・ライニングパッドを含み、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。

ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

### 81.2.7 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

### 81.2.8 フロントスタビライザー

変更は許されない。

### 81.2.9 アッパータワーバー

装着は許されない。

### 81.2.10 ロワブレース

装着が許される。

## 81.3 車体

### 81.3.1 アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。

ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。

特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

### 81.3.2 自動車登録番号標

移設することは許されない。

### 81.3.3 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA・GR パーツ部品に限り装着が許される。

### 81.3.4 ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。

ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合、最小限の加工は許される。

### 81.3.5 バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。

ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合および前部霧灯を装着する場合、最小限の加工は許される。

### 81.3.6 前部霧灯

装着する際は、2026年 JAF 国内競技車両規則第2編に従うこと。

### 81.3.7 サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

### 81.3.8 ミラー

室内ミラーの変更は許されない。  
ただし、室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

### 81.3.9 マッドフラップ

装着は許される。  
装着のための車両側への最小限の加工は許される。

### 81.3.10 アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を生じさせるものであってはならない。  
また、下記の条件を満たすものを推奨する。

- ①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること
- ②板厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。  
これらは最小限の加工により取り付けられること。

### 81.3.11 ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。  
また、正常に機能しなくてはならない。

### 81.3.12 ラジオ類

取り外しが許される。  
なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

### 81.3.13 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。  
ただし、標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。  
取り付けについては、クレーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。  
特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、エアバッグ展開の妨げや突起物にならないこと。

### 81.3.14 座席

変更する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

### 81.3.15 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

### 81.3.16 フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

### 81.3.17 ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

### 81.3.18 ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。  
ただし、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

### **81.3.19 防音材**

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

### **81.3.20 内装**

すべての部品は削除することは許されない。

ただし、下記に記載されたものを除く。

1.フロアマット/カーペット

2.ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除

※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

### **81.3.21 車体補強**

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

## 第 82 条 CH-2

2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ・RPN・RF 車両で、日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

また、以下の要件を満たすこと。

- ① 新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等において、ベース車両型式よりスポット溶接の増し打ちが行われていない車両に限る

### 82.1 エンジンおよび補機

#### 82.1.1 エンジン本体

日本国内で販売されている参加車両用純正部品に限り使用が許される。  
純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

#### 82.1.2 フライホイール

加工、変更は許されない。

#### 82.1.3 ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

#### 82.1.4 エンジンマウント

RC 認定部品への変更が許される。

車種	品目	品番	品名
NCP131	エンジンマウント	12305-NP900	(エンジンマウント RH)
		12372-KP300	(エンジンマウント LH)
		12363-NP900	(エンジンマウント RR)

#### 82.1.5 ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。  
また、導風板やダクトの取り付けも許されない。  
ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

#### 82.1.6 ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

#### 82.1.7 ラジエター配管

リザーバタンクの加工、変更等の改造は許されない。  
また、ホース類の変更も許されない。  
ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

#### 82.1.8 サーモスタット

変更は自由。  
ただし、取り付け部の加工は許されない。

#### 82.1.9 オイルクーラー

装着は許されない。  
ただし、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等に標準装着されたものに限り使用が許される。  
仕様は全て当初のままとし、加工、変更および取外しは許されない。

### 82.1.10 オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

### 82.1.11 オイルフィルター

変更は自由。

ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

### 82.1.12 オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。

ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

### 82.1.13 バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

### 82.1.14 オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

### 81.1.15 E.C.U.

追加および加工・変更等の改造は許されない。

### 82.1.16 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

### 82.1.17 セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

### 82.1.18 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。

また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装着)を施すことも不可とする。

### 82.1.19 エアクリーター

エレメントの変更のみ自由。

### 82.1.20 マフラーおよび排気管

メインマフラーに限り RC 認定部品への変更が許される。

車種	品目	品番	品名
NCP131	マフラー	MS153-52012	(ハイレスポンスマフラー-ver.S)
NCP91	マフラー	MS153-52001	(ハイレスポンスマフラー-Ver.S)
		(旧品番 : 17400-NP900)	
		MS153-52003	(ハイレスポンスマフラー-Ver.R)
		(旧品番 : 17400-NP910)	
		MS153-52008	(ハイレスポンスマフラー-Ver.S)
		MS153-52009	(ハイレスポンスマフラー-Ver.R)

### 82.1.21 排出ガス

暖機運転後アイドリング状態において、CO:1%、HC : 300ppm を超えないこと。

## 82.2 シャシー

### 82.2.1 全長および全幅

変更は許されない。  
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合においてのみ認められる。

### 82.2.2 ブッシュ類

RC 認定部品への変更が許される。

車種	品目	品番	品名
NCP131 NCP91	ブッシュ	48609-NP900	(フロントアッパーサポート)
		48755-NP100	(リアアッパーサポート)
		48752-NP900	(リヤサスペンションサポートストッパー)
		48654-NP900	(フロントローアームブッシュ)
NCP91	ブッシュ	48726-NP900	(リヤサスペンションアームシートインナー)
		48726-NP910	(リヤサスペンションアームシートアウター)

### 82.2.3 スプリング・ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。スプリングインシュレターの取り外しおよび変更は許されない。  
RC 認定部品と純正部品を組み合わせることは認められない。

車種	品目	品番	品名
MXPA10	スプリング	1C6-601-FC029(A)	(フロントコイルスプリング)
		1C6-601-RC027	(リアコイルスプリング)
	ショックアブソーバー	00B-1C6-GFR	(フロントショックアブソーバー-RH)
		00B-1C6-GFL	(フロントショックアブソーバー-LH)
00B-1C6-GR		(リアショックアブソーバー)	
NCP131	スプリング	48131-NP920	(フロントコイルスプリング)
		48231-NP930	(リアコイルスプリング)
	ショックアブソーバー	48510-NP920	(フロントショックアブソーバー-RH)
		48520-NP920	(フロントショックアブソーバー-LH)
		48530-NP920	(リアショックアブソーバー)

### 82.2.4 クラッチ

クラッチディスクおよびクラッチカバーの変更は自由。ただし、シングルタイプに限り、変更が認められる。  
クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

### 82.2.5 ギアボックス

一切の変更および改造は許されない。

### 82.2.6 ディファレンシャル

変速比(ファイナルギアを含む)は一切の変更および改造は許されない。  
量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

## 82.2.7 制動装置

ブレーキホースの変更は自由。

ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。

ブレーキパッドについては、ブレーキシュー・ライニングパッドを含み、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。

それ以外の部品の変更、取り付け、取り外しは許されない。

ABSの作動停止を目的とした改造は許されない。

## 82.2.8 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

## 82.2.9 フロントスタビライザー

変更は自由。ただし、取り付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。

また、取り外す事は許されない。

## 82.2.10 アッパータワーバー

装着は許されない。

## 82.2.11 ロワブレース

装着は許されない。

## 82.3 車体

### 82.3.1 アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。

ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。

特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

### 82.3.2 自動車登録番号標

移設することは許されない。

### 82.3.3 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA・GR パーツ部品に限り装着が許される。

### 82.3.4 ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。

ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合、最小限の加工は許される。

### 82.3.5 バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。

ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合および前部霧灯を装着する場合、最小限の加工は許される。

### 82.3.6 前部霧灯

装着する際は、2026年 JAF 国内競技車両規則第2編に従うこと。

### 82.3.7 サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

### 82.3.8 ミラー

室内ミラーの変更は許されない。  
ただし、室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

### 82.3.9 マッドフラップ

装着は許される。  
装着のための車両側への最小限の加工は許される。

### 82.3.10 アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を生じさせるものであってはならない。  
また、下記の条件を満たすものを推奨する。

- ①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること
- ②板厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。  
これらは最小限の加工により取り付けられること。

### 82.3.11 ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。  
また、正常に機能しなくてはならない。

### 82.3.12 ラジオ類

取り外しが許される。  
なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

### 82.3.13 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。  
ただし、標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。  
取り付けについては、クレーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。  
特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、エアバッグ展開の妨げや突起物にならないこと。

### 82.3.14 座席

変更する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

### 82.3.15 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

### 82.3.16 フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

### 82.3.17 ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

### 82.3.18 ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。  
ただし、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

### **82.3.19 防音材**

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

### **82.3.20 内装**

すべての部品は削除することは許されない。

ただし、下記に記載されたものを除く。

1.フロアマット/カーペット

2.ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除

※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

### **82.3.21 車体補強**

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

## 第 83 条 CH-3

2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RJ・RPN・RF 車両で、日本国内で販売されている車両限定とし、本項以下全ての規定を満たすこと。

### 83.1 エンジンおよび補機

#### 83.1.1 エンジン本体

日本国内で販売されている参加車両用純正部品に限り使用が許される。  
純正部品への旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工や熱処理(コーティング含む)は許されない。

#### 83.1.2 フライホイール

加工、変更は許されない。

#### 83.1.3 ピストン

純正スタンダードサイズピストンに限り使用が許される。

#### 83.1.4 エンジンマウント

RC 認定部品への変更が許される。

車種	品目	品番	品名
ZN6	エンジンマウント	12311-ZN600	(エンジンマウント RH)
		12315-ZN600	(エンジンマウント LH)
		12371-ZN600	(エンジンマウント RR)

#### 83.1.5 ラジエター

本体の追加、加工および変更等の改造は許されない。  
また、導風板やダクトの取り付けも許されない。  
ただし、ラジエターキャップは変更が許される。

#### 83.1.6 ラジエターファン

加工、変更および取外しは許されない。

#### 83.1.7 ラジエター配管

リザーバータンクの加工、変更等の改造は許されない。  
また、ホース類の変更も許されない。  
ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

#### 83.1.8 サーモスタット

変更は自由。ただし、取り付け部の加工は許されない。

#### 83.1.9 オイルクーラー

装着は許されない。  
ただし、新車登録時に持ち込み登録となる架装車両および特別設定車種等に標準装着されたものに限り使用が許される。  
仕様は全て当初のままとし、加工、変更および取外しは許されない。

#### 83.1.10 オイルポンプ

一切の変更および改造は許されない。

### 83.1.11 オイルフィルター

変更は自由。  
ただし、当初の方式を維持し取り付け箇所の変更は許されない。

### 83.1.12 オイルパン

加工、変更等の改造は許されない。  
ただし、油温の計測を目的とした油温センサー取り付けのための最小限の加工は許される。

### 83.1.13 バッテリー

純正品および純正品と同じ本体外寸の同等品への本体の変更は認められる。

### 83.1.14 オルタネーター

一切の変更および改造は許されない。

### 83.1.15 E.C.U.

追加および加工・変更等の改造は許されない。

### 83.1.16 点火系統

点火プラグの変更に限り許される。

### 83.1.17 セルモーター

一切の変更および改造は許されない。

### 83.1.18 吸気・排気マニホールド

一切の変更は許されない。  
また、排気マニホールドへ防熱措置(バンテージ等の装着)を施すことも不可とする。

### 83.1.19 エアクリーナー

エレメントの変更のみ自由。

### 83.1.20 マフラーおよび排気管

一切の変更は許されない。

## 83.2 シャシー

### 83.2.1 全長および全幅

変更は許されない。  
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合においてのみ認められる。

### 83.2.2 デフマウント

RC 認定部品への変更が許される。

車種	品目	品番	品名
ZN6	デフマウント	41651-ZN600	(デフマウントクッション LH)
		41651-ZN610	(デフマウントクッション RH)

### 83.2.3 ブッシュ類

RC 認定部品への変更が許される。

車種	品目	品番	品名
ZN6	ブッシュ	48609-ZN600	(フロントアッパーサポート)
		48654-ZN600	(ロワーアームブッシュ No.1)
		48655-ZN600	(ロワーアームブッシュ No.2)
		48747-ZN600	(リヤラテラルコントロールロッドブッシュ)
		48725-ZN600	(リヤアッパーアームブッシュ No.1)
		48725-ZN620	(リヤサスペンションアームブッシュ No.1)
		48725-ZN630	(リヤサスペンションアームブッシュ No.2)
		48849-ZN600	(リヤスタビライザーリンクブッシュ)
		52271-ZN600	(リヤサスペンションメンバーブッシュ)
		45516-ZN600	(ステアリングラックハウジングブッシュ No.1)
		48700-ZN610	(ラテラルリンクセット)

### 83.2.4 クラッチ

RC 認定部品への変更が許される。

車種	品目	品番	品名
ZN6	クラッチ	31210-ZN600	(クラッチカバー)
		31250-ZN610	(メタルフェーシングクラッチディスク)
		31250-ZN600	(スポーツフェーシングクラッチディスク)

### 83.2.5 ギアボックス

一切の変更および改造は許されない。

### 83.2.6 ディファレンシャル

最終減速比の変更は、同一型式に設定されている純正部品で、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。量産ハウジングを改造することなく装着出来る機械式 LSD の装着は認められる。

### 83.2.7 制動装置

同一車両型式に設定されている純正部品で、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば使用が認められる。ブレーキホースの変更は自由。ただし、ボルトオンにて装着が可能であること。ブレーキパッドについては、パッドとベースプレートの接触面積が増加しない事を条件に変更が許される。ABS の作動停止を目的とした改造は許されない。

### 83.2.8 操作装置

使用性・操作性向上を目的としたペダルパッドの変更は認められる。

### 83.2.9 スプリング・ショックアブソーバー

RC 認定部品への変更が許される。スプリングインシュレータの取り外しおよび変更は許されない。RC 認定部品と純正部品を組み合わせることは認められない。

車種	品目	品番	品名
ZN6	スプリング	MS250-18004	(スプリングセット)
		48131-ZN640	(フロントコイルスプリング)
		48231-ZN640	(リヤコイルスプリング)
ZN6	ショックアブソーバー	MS260-18004	(アブソーバーセット)
		48510-ZN630	(フロントショックアブソーバー-RH)
		48520-ZN630	(フロントショックアブソーバー-LH)
		48530-ZN630	(リヤショックアブソーバー-RR)

### 83.2.10 フロントスタビライザー

変更は許されない。

### 83.2.11 リヤスタビライザー

変更は許されない。

### 83.2.12 アッパータワーバー

変更は許されない。

### 83.2.13 ロワブレース

変更は許されない。

## 83.3 車体

### 83.3.1 アクセサリー等の自動車部品

当規定で許されているもの、美観または居住性向上等を目的としたアクセサリーは、車両の性能向上および特性に影響を与えない場合に限り、装着および変更が許される。ただし、競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技時には取り外さなくてはならない。特にダッシュボード上に装着する部品は、助手席エアバッグの展開の妨げにならないこと。

### 83.3.2 自動車登録番号標

移設することは許されない。

### 83.3.3 空力装置(エアロパーツ)

純正部品、純正オプション部品および TRD・MODELLISTA・GR パーツ部品に限り装着が許される。

### 83.3.4 ボンネットおよびトランク

変更および加工は許されない。  
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合、最小限の加工は許される。

### 83.3.5 バンパー

同一車両型式に設定されている純正部品以外への変更および加工は許されない。  
ただし、空力装置(エアロパーツ)を装着する場合および前部霧灯を装着する場合、最小限の加工は許される。

### 83.3.6 前部霧灯

装着する際は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従うこと。

### 83.3.7 サイドおよびリヤガラス

塗装および色付きフィルムの貼り付け、視界の妨げとなるステッカーの貼り付けは許されない。

### 83.3.8 ミラー

室内ミラーの変更は許されない。  
ただし、室外ミラーは純正部品および純正オプション部品に限り使用が許される。

### 83.3.9 マッドフラップ

装着は許される。  
装着のための車両側への最小限の加工は許される。

### 83.3.10 アンダーガード

装着を強く推奨とする。ただし、空力効果を発生させるものであってはならない。  
また、下記の条件を満たすものを推奨する。

- ①材質はジュラルミン製またはアルミ製であること
- ②板厚は 3mm 以上であること

なお、エンジンアンダーガードは、前部ホイール軸の前方においてのみ、前部バンパー下部の全幅に相当する幅まで伸縮させることができる。これらは最小限の加工により取り付けられること。

### 83.3.11 ヒーター・エアコン

ヒーター(デフロスタ)およびエアコンの取り外しは許されない。  
また、正常に機能しなくてはならない。

### 83.3.12 ラジオ類

取り外しが許される。  
なお、ラジオを取り外した場合、簡易的でない方法で蓋をすること。

### 83.3.13 補助メーター(計器類)

電気式メーターに限り追加装着することが許される。  
ただし、標準装着されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。  
取り付けについては、クレーの保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。  
特に助手席側にトリップメーター等を追加する際は、エアバッグ展開の妨げや突起物にならないこと。

### 83.3.14 座席

変更する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

### 83.3.15 変速レバーおよびシフトノブ

変更する場合は、2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編における各車両用改造規定を満たすこと。

### 83.3.16 フットレスト・ニーレスト

運転席、助手席共に装着が許される。

### 83.3.17 ヒールプレート

運転席、助手席共に装着が許される。

### 83.3.18 ステアリング

純正オプション品に限り変更が許される。  
ただし、純正装置以外を使用した位置の調整は許されない。

### 83.3.19 防音材

室内およびエンジンルーム内にある防音材の取り外しは、車体に改造を行わない方法でのみ許される。

### 83.3.20 内装

すべての部品は削除することは許されない。  
ただし、下記に記載されたものを除く。

- 1.フロアマット/カーペット
  - 2.ロールケージ装着にともなう、最小限の内装切除
- ※エアバッグおよびリヤショックアブソーバー上部等に装着されているカバーの削除は許されない。

### 83.3.21 車体補強

あて板など材料を用いた補強や溶接打点の追加等不可逆的な加工は禁止される。

#### 第 84 条 EX-1

2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両で、気筒容積 1,500cc 以下のトヨタ車限定とし、日本国内で販売されている車両限定。

また、以下の要件を満たすこと。

- ① 全てのドアは、スライド開閉機構を持たないヒンジ式に限る
- ② カタログ記載の諸元表において、以下の要件を満たす車両に限る
  - (1) 全高の数値が全幅の数値を超えない
  - (2) 乗車定員が 5 名以下
  - (3) 最低地上高が 159mm 以下
- ③ アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル（ある場合）の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置している車両に限る

#### 第 85 条 EX-2

2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両で、気筒容積 1,501cc 以上のトヨタ車限定とし、日本国内で販売されている車両限定。

また、以下の要件を満たすこと。

- ① 全てのドアは、スライド開閉機構を持たないヒンジ式に限る
- ② カタログ記載の諸元表において、以下の要件を満たす車両に限る
  - (1) 全高の数値が全幅の数値を超えない
  - (2) 乗車定員が 5 名以下
  - (3) 最低地上高が 159mm 以下
  - (4) 全長が 4,700mm 以下
- ③ アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル（ある場合）の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置している車両に限る

#### 第 86 条 AC-1

2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両で、トヨタ車・レクサス車・ダイハツ車限定とする。

また、以下の要件を満たすこと。

- ① アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル（ある場合）の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置している車両に限る

#### 第 87 条 OP-1

2026 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編に従った RRN・RJ・RPN・AE・RF 車両で、全自動車メーカーの車両を対象とする。

また、以下の要件を満たすこと。

- ① アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル（ある場合）の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置している車両に限る

**第88条 本規則の解釈**

本規則および競技に関する諸規則の解釈についての疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を以って最終とする。

**第89条 本規則の施行**

本規則を2026年2月18日より施行する。

**プライバシーポリシー**

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge（以下、各大会）に対して、各大会への参加申込を行うにあたり、申込者は当該申込書類及び各大会参加にあたり付随して記入を求める書類等に記載された個人情報の取り扱いについて、以下の通り同意されたものとみなします。

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 事務局（以下、TGRRC 事務局）は申込者が同意した本項目の定めに従い、個人情報を取り扱います。

**TGRRC 事務局について**

事務局は個人情報保護に関する法律（改正された場合、改正後のものをいう）及びその他各種法令を順守するとともに、申込者のプライバシー保護に十分配慮致します。

**個人情報収集の目的について**

個人情報は申請書に記された申請目的のために利用する他、次の目的の為に利用させて頂く事があります。

- (1) ラリー参加に際する各主催者との諸手続き
- (2) 各大会発行の競技等に関する各種リリースの発送
- (3) 各大会からの競技に関する各種公示
- (4) 競技結果成績の公開用データベースの構築
- (5) 各主催者及びスポンサーの広報活動
- (6) アンケート調査のお願い
- (7) 統計の作成

**個人情報の利用及び提供について**

- (1) ご提供頂いた個人情報を上記 2. の範囲を超えて利用することはありません。
- (2) 上記 2. の範囲及び法令等で要求された場合を除き、ご提供頂いた個人情報を第三者へ開示・提供することはありません。
- (3) 各大会の業務遂行業務遂行上、機密保持契約を締結した業務委託・受託先に個人情報を預託する場合があります。この場合、当該委託・委託先による個人情報の取り扱いについて厳正に監督・管理致します。
- (4) 各大会に参加する参加者および関係者の肖像・氏名・車両の写真、映像、大会結果等を各大会に関する広報全般及び報道、情報メディアにおいて使用されることを了承し、付随して大会主催者及び協賛会社が制作する印刷物、動画並びに情報メディア等による商業的利用を承諾致します。

**個人情報の開示・訂正・削除**

- (1) 自己に関する個人情報は開示するよう請求することができます。
- (2) 万一、登録された個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、各大会は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

個人情報の取り扱いに関する問い合わせは下記の間合せ先へご連絡下さい。

**<お問合せ先>**

TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 事務局（株式会社プロクルーズ内）  
お問合せ先：〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形 1607-7  
TEL.0493-61-1185 / FAX.0493-61-1186